

平成27年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成27年3月10日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	石田 芳英君	第2番	宮野 亨君	第3番	高橋 邦男君
第4番	原島 幸次君	第5番	杉村 良一君	第6番	村木 征一君
第7番	師岡 伸公君	第8番	酒井 正利君	第9番	須崎 眞君
第10番	竹内 和男君	第11番	清水 典子君	第12番	前田 悦男君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 肇君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
教 育 課 長	守屋 吉彦君	会 計 管 理 者	澤本 恒男君
病 院 事 務 長	河村 光春君		

平成27年第1回奥多摩町議会定例会議事日程[第1号]

平成27年3月10日(火)

午前10時00分開会・開議

会 期 平成27年3月10日～3月23日(14日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	---	議長定例町議会開会・開議宣告	---
2	---	会議録署名議員の指名 4番 原 島 幸 次 議員 5番 杉 村 良 一 議員	
3	---	会期の決定について	決 定
4	---	議会関係諸報告	---
5	---	町長あいさつ及び施政方針表明	---
6	議案第1号	奥多摩町庁舎建設基金条例	原案可決
7	議案第2号	奥多摩町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を求める条例	原案可決
8	議案第3号	奥多摩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	原案可決
9	議案第4号	奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第5号	奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第6号	奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第7号	奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第8号	奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
14	議案第9号	奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
15	議案第10号	奥多摩町学童保育会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

16	議案第 11 号	奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例	原案可決
17	議案第 12 号	奥多摩町生活館条例の一部を改正する条例	原案可決
18	議案第 13 号	奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例	原案可決
19	議案第 14 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
20	議案第 15 号	奥多摩町職員の再任用に関する条例	原案可決
21	議案第 16 号	奥多摩町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
22	議案第 17 号	奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
23	議案第 18 号	奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
24	議案第 19 号	奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
25	議案第 20 号	奥多摩町行政手続条例の一部を改正する条例	原案可決
26	議案第 21 号	奥多摩町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例	原案可決
27	議案第 22 号	奥多摩町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	原案可決
28	議案第 23 号	奥多摩町議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決
29	議案第 24 号	奥多摩町表彰条例の一部を改正する条例	原案可決
30	議案第 25 号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
31	議案第 26 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
32	議案第 27 号	奥多摩町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
33	議案第 28 号	奥多摩町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	原案可決

34	議案第 29 号	奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例の一部を改正する条例	原案可決
35	議案第 30 号	東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を改正する規約	原案可決
36	議案第 31 号	東京都市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約	原案可決
37	議案第 32 号	東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約	原案可決
38	議案第 33 号	訴えの提起について	原案可決
39	議案第 34 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 29 請負契約の変更について	原案可決
40	議案第 35 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 30 請負契約の変更について	原案可決
41	議案第 36 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 31 請負契約の変更について	原案可決
42	議案第 37 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 32 請負契約の変更について	原案可決
43	議案第 38 号	奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 33 請負契約の変更について	原案可決
44	議案第 39 号	名坂線林道開設工事請負契約の変更の変更について	原案可決
45	——	人権擁護委員候補者の推薦について	適任

(午後 4 時 32 分 散会)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（前田 悦男君） これより平成 27 年第 1 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

4 番 原島 幸次議員、

5 番 杉村 良一議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定について、を議題とします。

本件につきましては、去る 3 月 3 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、清水 典子議員よりご報告願います。清水 典子議員。

〔議会運営委員長 清水 典子君 登壇〕

○議会運営委員長（清水 典子君） 議会運営委員会委員長報告。

平成 27 年第 1 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 3 月 3 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります、本日 3 月 10 日から 3 月 23 日までの 14 日間とすることに決定いたしました。

次に会期中の諸日程であります、配付してあります会議予定表をごらんください。

まず本会議について、本日 10 日の本会議であります、議会諸報告に続き、町長より挨拶及び施政方針の表明をいただいた後、議案審議に入ります。

本定例会に上程された議案は、町長提出議案 53 件であります。本日及び明日 11 日の 2 日間で審議いたします。

次に、3 月 13 日は本会議 3 日目ではありますが、一般質問を行います。通告者は 7 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようご協力をお願いいたします。

次に、3 月 23 日の本会議 4 日目は、本定例会最終日となります。予算特別委員会に付託して審査が行われた平成 27 年度一般会計を初めとした、特別会計・事業会計の全 8 議案の委員長報告及び採決を行い、続いて閉会中の継続調査について、議員派遣についてを審議した後、町長にご挨拶をいただき、閉会する予定です。

次に、予算特別委員会は 3 月 17 日に開会し、平成 27 年度の各会計予算の概要説明を受

けることに決定しております。3月19日についても、予算特別委員会を再開し、質疑を行い、採決を行います。なお、本定例会に対しての、請願書及び陳情書の受付はありませんでしたので、各常任委員会は開かれません。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります、提出案件及び上程別、採決別一覧表をごらんください。

議案第1号から議案第3号までの3議案については新設条例の制定でありますので、それぞれ単独上程の上、採決については、それぞれ即決と決定しております。

次に、議案第4号の一部改正条例は、単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第5号及び議案第6号の基準を定める条例の一部改正条例は関連がありますので一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第7号から議案第11号までの一部改正条例5議案は、それぞれ単独上程の上、即決と決定しております。

続きまして、議案第12号 生活館条例及び次ページ議案第13号 防災備蓄倉庫設置条例の一部改正条例の2議案につきましては関連がありますので一括上程とし、採決につきましてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第14号の一部改正条例は、単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第15号 奥多摩町職員の再任用に関する条例は新設条例となりますが、議案第16号から議案第18号までの一部改正条例とも関連がありますので、4議案を一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第19号及び議案第20号の一部改正条例は、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

続きまして、議案第21号 教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例及び議案第22号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の2議案は新設条例であります。議案第23号から議案第28号までの一部改正条例6議案についても関連がありますので、8議案を一括上程とし、採決につきましてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第29号の一部改正条例は、単独上程の即決と決定しております。

続きまして、次ページ議案第30号から議案第32号までの一部事務組合格約の一部改正規約については関連がありますので一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第33号 訴えの提起についてにつきましては、単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第 34 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 29 請負契約の変更から、議案第 38 号 その 33 請負契約の変更までの 5 議案については、一括上程の上、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第 39 号 名坂線林道開設工事請負契約の変更の変更については、単独上程の即決と決定しております。なお、議案第 34 号から議案第 39 号までの 6 議案については契約案件ですので、企画財政課長の概要説明の後、担当課長に補足説明を求めます。

本会議第 1 日目の 3 月 10 日は、この議案第 39 号の審議をもって終了し、残る議案審議につきましては、本会議 2 日目の 3 月 11 日に行うことに決定しております。

本会議 2 日目は、補正予算の審議及び新年度予算の審議を行います。

議案第 40 号から議案第 45 号までの、平成 26 年度一般会計を初めとする、特別会計・事業会計の補正予算の 6 議案につきましては一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

初めに、副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課長より議案ごとに所管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことと決定しております。

続きまして、議案第 46 号から議案第 53 号までの、平成 27 年度一般会計を初めとする、特別会計・事業会計の当初予算の 8 議案については、一括上程とし、議長を除く議員 11 名による予算特別委員会に審査を付託することに決定しております。なお、暫時休憩をとり、正副委員長の互選も行われる予定です。

最後に、本定例会に、人権擁護委員候補者の推薦についてが住民課より提出されております。取り扱いにつきましては、本会議 1 日目、議案第 39 号の契約案件採決後、上程されることに決定しております。

以上が、本定例会の会期・日程と議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 23 日までの 14 日間とし、議案の上程別及び採決別についても、あわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から

3月23日までの14日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に秋川流域斎場組合議会、及び西秋川衛生組合議会、並びに、秋川衛生組合議会が開かれておりますので、その概要を、まず、秋川流域斎場組合議員、高橋 邦男議員よりご報告願います。

〔3番 高橋 邦男君 登壇〕

○3番(高橋 邦男君) 平成27年第1回秋川流域斎場組合議会定例議会の報告をいたします。

去る2月18日午後1時30分から、秋川流域斎場組合会議室で定例議会が開かれ、町からは、町長、酒井議員と私高橋と、宮田住民課長が出席しました。

議長から、日の出町議の平野隆史議員が欠席の届けが出ておりますが、定足数に達していますので、ただいまから議会を開会するとの宣言の後、日程第1 会議録署名議員の指名では、10番 丸山 美子議員、11番 坂本 金三議員が指名され、日程第2 会期の決定では、本日1日限りと決定されました。

次に、日程第3 諸般の報告では、管理者から平成27年第1回定例会を開会したところ、議員皆様の出席をいただいた御礼と昨年今ごろに大雪で2日間にわたり斎場の利用ができない状況で大変苦慮した事のほか、平成26年度の施設の利用状況は順調に利用されており、この1月末までの火葬では、あきる野市は671件、日の出町は225件、檜原村は63件、奥多摩町は130件、外部は81件と全体で1,170件、前年度比53件の増となっている。

また、斎場の利用状況は、あきる野市は177件、日の出町は91件、檜原村は14件、奥多摩町では21件、そのほか外部は21件と、全体で324件と対前年比10件の増となっているとの報告がありました。

次に、日程第4 一般質問では、日の出町の東 玉喜議員から、斎場入り口の看板をもっと見やすい物にと、昨年の雪害に対する対応は、の質問に、事務局から現在の看板の確認と日の出町役場入り口に看板を設置する事のほか、非常食100人分用意しているとの答弁がありました。

次に、日程第5 議案第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて、秋川流域

齋場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、管理者から、東京都人事委員会の勧告により、秋川流域齋場組合職員の給与について、平成 26 年 12 月 1 日から施行する 0.125%の引き上げを行う提案説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数で可決しました。

次に、日程第 6 議案第 2 号 平成 26 年度秋川流域齋場組合会計補正予算（第 2 号）について、規定の歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ 400 万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ 2 億 8,684 万 6,000 円とするもので、歳入で使用料及び手数料を 400 万円追加し、歳出では、建物設備整備基金積立を 900 万円追加する報告の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数で可決しました。

次に、日程第 7 議案第 3 号 平成 27 年度秋川流域齋場組合組織市町村負担金について、管理者から昨年同様の総額で 1 億 6,000 万円の計上報告で、当町は対前年比 180 万 1,000 円減の 1,554 万 3,000 円となる説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数で可決しました。

次に、日程第 8 議案第 4 号 平成 27 年度秋川流域齋場組合会計予算について、管理者から歳入・歳出予算の総額は、歳入・歳出それぞれ 2 億 9,720 万円と定め、対前年度比 12%の 3,203 万 1,000 円増を見込んでいる。

歳入では、負担金で昨年同様の 1 億 6,000 万円の計上、使用料は 200 万円増を見込み、繰入金 3,000 万円を増額し、諸収入では、奥多摩町からの加入負担金 5,200 万円を見込んでいる。

歳出では、総務費で 920 万円減を計上し、衛生費で火葬棟屋上改修工事 4,500 万円を計上しているとの説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数で可決しました。

次に、日程第 9 議案第 5 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、秋川衛生組合から、平成 27 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合から脱退したい旨の申請があったことにより、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更する必要があるための説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数で可決し、平成 27 年第 1 回秋川流域齋場組合議会定例議会を閉会しました。

以上で、組合議会定例議会の報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、秋川流域齋場組合議会の報告は終わりました。

次に、西秋川衛生組合議員、須崎 眞議員より、ご報告願います。

[9 番 須崎 眞君 登壇]

○ 9 番(須崎 眞君) 平成 27 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会の報告をいたします。

去る 2 月 26 日午後 1 時 30 分から、平成 27 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会が開かれ、町からは、町長、杉村議員、私須崎と宮田住民課長が出席しました。

議長から、定例議会に参集していただいた御礼と今回の定例会は多くの案件が出ているので協力願いたいと、定例会終了後、全員協議会を開催するとの発言がありました。

また、田端議員と原島議員が欠席と奥多摩町長が公務で遅刻する報告が出ていること、11 名の出席で定足数に達しているので、西秋川衛生組合第 1 回議会定例会を開催するとの発言後、議案審議に入りました。

日程第 1 会議録署名議員の指名では、9 番濱中 映慈議員、10 番森田ちづよ議員が指名され、次に、日程第 2 会期の決定では本日 1 日限りと決定されました。

次に、日程第 3 諸般の報告では、事務局から 2 月 19 日に西秋川衛生組合告示第 1 号で議会を招集し、専決 1 件、議案 20 件を上程したとの報告の後、管理者から、本日平成 27 年第 1 回議会定例会を開催したところ、議員各位には多忙の折に定例会出席の御礼と秋川衛生組合と西秋川衛生組合は、平成 27 年 1 月 22 日付で東京都から許可されたことにより統合できる運びとなった。

また、条例改正や平成 27 年度の予算計上を予定しているほか、平成 26 年 4 月から熱回収施設が稼働し、ごみの搬入や発電も順調に推移している。また、旧施設の汚染土壌の処理については、引き続き周辺環境に十分注意するとの報告と議会開催の御礼がありました。

次に、日程第 4 専決第 1 号 専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について、管理者から専決処分した報告の提案があった後、古山事務局長から東京都人委員会の勧告により、西秋川衛生組合の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について、地方自治法の規定により専決したので、これを報告し承認を求める資料等の説明と、附則として、平成 26 年 12 月 1 日から施行する説明の後、質疑もなく採決した結果、承認されました。

次に、日程第 5 議案第 1 号 西秋川衛生組合の休日に関する条例について、管理者から地方自治法の規定に基づき条例を制定したい発言の後、小林参与から西秋川衛生組合の休日は、日曜日及び国民の祝日と 12 月 29 日から 1 月 3 日までとする説明と、附則として、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するとの説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

次に、日程第 6 議案第 2 号 西秋川衛生組合職員互助組合に関する条例について、管

理者から地方公務員法の規定に基づき組合職員の福利厚生のため条例を制定する必要があるとの発言の後、小林参与から職員互助組合の目的は、地方公務員法に規定する職員の保健、元気回復その他厚生に関する必要間事項を定め、組織は西秋川衛生組合の職員をもって組織するなどの説明と、附則として、平成 27 年 4 月 1 日から施行する説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

次に、日程第 7 議案第 3 号 西秋川衛生組合職員の特殊勤務手当に関する条例について、管理者から地方公務員法の規定に基づき、西秋川衛生組合職員の特殊手当について条例を制定する必要があるとの提案の後、小林参与から特殊な業務に従事する職員に対し内容の説明があり、現場作業手当は最終処分場で 3 時間以上勤務すると日額 300 円、危険物保安監督者手当は月額 1,000 円を支給する説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

次に、日程第 8 議案第 4 号から日程第 16 議案第 12 号は西秋川衛生組合の条文の字句の整理をするためとの管理者から一括の説明の後、小林参与が説明に入り、議案第 4 号 西秋川衛生組合公告式条例の一部を改正する条例は、文言の整理。

次に、議案第 5 号 西秋川衛生組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例について、条ずれや字句の整理と。

次に、議案第 6 号 西秋川衛生組合職員の服務に関する条例の一部を改正する条例は、平仮名を漢字に変更するなどの文言の整理と。

次に、議案第 7 号 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例については、文言の整理によるもので。

次に、議案第 8 号 西秋川衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、字句の改めや育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限の規定を設けるなど。

次に、議案第 9 号 西秋川衛生組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、字句の改正が主なもので。

次に、議案第 10 号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例は、契約金額の漢字をアラビア数字に改めるなどが主なもので。

次に、議案第 11 号 秋川衛生組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例については、条ずれと字句の整理を行うほか、法第 8 条第 1 項に規定するし尿処理施設を加えるなど。

次に、議案第 12 号 西秋川衛生組合廃棄物処理に関する条例の一部を改正する条例は、

第1条中「組織市町村」を「構成市町村」に改め、第2条第2項第4号中のごみ処理施設の次に「及びし尿処理施設」を加え、第3条中「第2号」を「第3号」とし、第1号の次に2号とし「し尿及び浄化槽汚泥」を追加するもので、議案第4号から議案第12号までの附則は、全て平成27年4月1日から施行するものとなり、説明の後、質疑もなく採決した結果、議案第4号から議案第12号まで、全て賛成多数により原案のとおり可決しました。

次に、日程第17 議案第13号 西秋川衛生組合厚生福利施設建設基金条例を廃止する条例は、旧焼却施設建設ときに制定した基金条例で、当初の目的を既に達成しているため廃止するとの説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

次に、日程第18 議案第14号から日程第20 議案第16号は関連があり一括上程され、管理者から平成27年3月31日付で解散する秋川衛生組合について規約の変更が主なものの説明の後、小林参与から、議案第14号 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村退職手当組規約の変更について、及び議案第15号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、及び議案第16号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組規約の変更については、それぞれ、秋川衛生組合の名称を削除するものとの説明と、附則として、平成27年4月1日から施行するとの説明の後、質疑もなく採決した結果、賛成多数により原案のとおり、議案第14号から議案第16号を可決しました。

次に、日程21 議案第17号及び日程第22 議案第18号は関連があるので一括上程され、管理者から平成26年度西秋川衛生組合組織市町村負担金の変更については、総額で2,039万4,000円減額の7億2,502万9,000円とするものと、平成26年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）では、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ988万2,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ13億4,068万6,000円とするもので、内容については、古山事務局長から、奥多摩町の負担金は、163万円減額の5,794万円とする説明と、議案第18号 平成26年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）歳入での各市町村の負担金の減額と繰入金で施設整備基金繰入金を2,600万円を追加し、雑収入で有価物売却代金を427万6,000円を追加する説明と歳出では、組合事務所費で130万円を追加し、一般廃棄物処理費で有価物売上手数料の減やごみ処理施設建設費で3,037万円を追加し、公債費で償還利率の減少により1,412万9,000円を減額するとの報告の後、質疑では、6番堀江 武史議員から秋川衛生組合にある古い車はプレミアがついているので下取りさせない

でオークションにかけられないかとの質問に、事務局としては検討するとの答弁の後、討論もなく採決した結果、議案第 17 号及び議案第 18 号は全員挙手により原案通り可決しました。

次に、日程第 23 議案第 19 号及び日程第 24 議案第 20 号は関連があるので一括説明され、管理者から議案第 19 号 平成 27 年度西秋川衛生組合組織市町村負担金については、総額で 10 億 7,584 万 4,000 円とする説明と、議案第 20 号 平成 27 年度西秋川衛生組合会計予算は、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ 19 億 4,972 万 8,000 円と定めるとの説明の後、古山事務局長から、ごみ処理施設の負担金割合は、平等割 10%、人口割 30%、利用割 60%とし、し尿処理施設の負担金割合は、平等割 5%、利用割 95%とする説明がありました。

次に、議案第 20 号 平成 27 年度西秋川衛生組合会計予算の歳入では、各市町村の負担金と国庫補助金で循環型社会形成推進交付金として、ごみ処理施設と、し尿処理施設が 1 億 9,153 万 2,000 円を見込み、基金繰り入れで 2 億 4,903 万 6,000 円を見込み、組合債として 3 億 7,670 万円を計上しています。

また、歳出では、組合議会費を 101 万円計上し、組合事務所費では職員の給料などで 848 万 8,000 円の増、2 億 4,669 万 3,000 円を計上し、ごみ処理施設管理費では、ごみ処理施設運営・維持管理費などで 1 億 1,000 万円増の 5 億 5,304 万 3,000 円を計上し、最終処分場は施設維持管理費で 8,993 万 9,000 円を計上し、ごみ処理施設建設費では、リサイクルセンター建設などで 3 億 5,700 万円増の 7 億 9,268 万 5,000 円を計上し、し尿処理施設では 1 億 6,088 万 8,000 円を計上などの説明があり、討論もなく採決した結果、議案第 19 号及び議案第 20 号は全員挙手により原案通り可決しました。

議会終了後、休憩を挟み西秋川衛生組合全員協議会が開催され、西秋川衛生組合議会正副議長等役職配分について、事務局から説明があり、平成 27 年 10 月より奥多摩町から副議長を選出することで了承されました。また、平成 27 年から議会資料については、郵送とするとの説明がありました。

以上で、西秋川衛生組合の平成 27 年第 1 回定例会及び西秋川衛生組合全員協議会の報告を終わります。以上です。

○議長（前田 悦男君） 以上で、西秋川衛生組合議会の報告は終わりました。

次に、秋川衛生組合議員、師岡 伸公議員より、ご報告願います。

〔7 番 師岡 伸公君 登壇〕

○7 番（師岡 伸公君） それでは、平成 27 年第 1 回秋川衛生組合議会定例会の報告をいたします。去る 2 月 26 日午前 10 時 00 分から秋川衛生組合で開かれ、町からは、町長、清

水議員、宮野議員、私師岡と宮田住民課長が出席いたしました。

議長の開会の挨拶の後、13名が出席し、定足数に達しているので定例会を開催する議長宣言がありました。

日程第1 会議録署名議員に5番中村のりひと議員と6番小玉 正義議員の指名が行われ、次に、日程第2 会期の決定では、本日1日限りと決定されました。

次に、日程第3 諸般の報告では、事務局から2月19日の告示により開催通知を送付した報告と、管理者からは、平成27年第1回定例会を開催した事の出席御礼と専決1件、議案5件を上程をさせていただき、組合施設も大きな事故もなく順調に稼働し、昨年3月の基本計画で生活環境影響調査を実施したこと、組織市町村においては、昨年第4回定例議会で、西秋川衛生組合との統合でご了解をいただいたことが報告されました。

また、秋川衛生組合は、昭和42年から事業を実施し48年間の幕をおろし、今後は、西秋川衛生組合で処理されることとなり、今までの御礼を述べられた後、本日、秋川衛生組合の解散についての全員協議会を議会終了後開催し報告を行うとの報告がありました。

次に、日程第4 専決第1号では、専決処分した秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認については、東京都人事委員会の勧告と、あきる野市の給与の改定に準じて改定したもので、平成26年12月1日から施行しているとの説明の後、質疑もなく採決した結果、原案のとおり承認されました。

次に、日程第5から日程第7の議案第1号から議案第3号まで3件が、一括で上程されました。議案第1号の東京都市町村職員退職手当組合からの脱退について、及び議案第2号 東京都市町村公平委員会の共同設置団体からの脱退について、及び議案第3号東京都市町村議会議員公務災害補償等組合からの脱退について、秋川衛生組合が平成27年3月31日をもって解散するに当たり、それぞれ脱退することに質疑なく、そして異議もなく3議案は可決をされました。

次に、日程第8 議案第4号 秋川衛生組合指定金融機関の指定の取り消しについては、秋川衛生組合が平成27年3月31日をもって解散するに当たり、組合指定金融機関、株式会社りそな銀行の指定を取り消すことに、質疑なく、異議もなく第4号議案は可決をされました。

次に、日程第9 議案第5号 平成26年度秋川衛生組合会計補正予算(第1号)については、第1条歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ499万7,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ1億9,394万1,000円とするもので、その内訳は、歳入で国庫支出金の国庫補助金で交付金と入札差金の減額で25万9,000円と、繰越金で525万6,000

円を追加するもので、歳出では、事務所費の一般管理費で共済費は、職員退職手当組合特別負担金を 577 万 5,000 円追加し、施設運営費で委託料 77 万 8,000 円を減額する説明がありました。

その後、1 番合川 哲夫議員から、委託料の実施状況は、との質問があり、事務局から、玉美園の測量及び地質調査は完了し、汚泥再生処理センター建設に係る生活環境調査も完了し、3 月 10 日まで縦覧の期間となっているとの答弁の後、討論もなく採決した結果、挙手全員で可決をしました。

定例会に続いて、秋川衛生組合議会議員全員協議会が開催されました。開会の後、報告事項として、秋川衛生組合の解散について、事務局から資料と手続の概要について説明がありました。

経過については、第 2 回定例会で説明されているので省略され、組織市町村議会における議決については、組織市町村議会の平成 26 年第 4 回定例会に議案を付議し、議決しているとの説明があり、次に秋川衛生組合の解散届出書については、平成 26 年 12 月 21 日付で東京都知事に解散届け出を提出し、西秋川衛生組規約の変更許可申請については、平成 26 年 12 月 22 日付で規約の変更届け出を提出し、平成 27 年 1 月 22 日付で許可されたことにより、秋川衛生組合の解散と西秋川衛生組合への事務の承継手続は、秋川衛生組合は、平成 27 年 3 月 31 日をもって解散し、同年 4 月 1 日をもって西秋川衛生組合がその事務を承継することとなりました。

次に、平成 26 年度秋川衛生組合会計歳入・歳出決算については、同組合の収支は、平成 27 年 3 月 31 日をもって打ち切りとなるため、同日付で出納を閉鎖し、例年出納整理期間に支出している通信運搬費や光熱水費などの経費については、旧秋川衛生組合の未払金として、平成 27 年 4 月 1 日付で西秋川衛生組合において、補正予算を専決し支出する予定であるとの説明がありました。

また、決算については、解散した旧秋川衛生組合の管理者が行い、西秋川衛生組合の管理者において監査委員の監査に付し、その意見を付して西秋川衛生組合議会の認定をいただくことになるとの報告がありました。

次に、平成 27 年度西秋川衛生組合の予算編成では、歳入で国庫補助金として、循環型社会形成推進交付金を 1 億 9,153 万 2,000 円計上し、繰越金では 500 万円を計上し、諸収入では、秋川衛生組合の余剰金 1,196 万 9,000 円を追加し、5,118 万 4,000 円を計上し、歳入総額 19 億 4,972 万 8,000 円の予算案を計上しているとの説明がありました。

次に、歳出では、組合議会費が統合により 85 万 3,000 円減の 101 万円を計上し、組合事

務所費は2,495万6,000円減の2億4,669万3,000円を計上し、歳出総額を歳入と同額の19億4,972万8,000円の予算案を計上しているとの説明がありました。

また、秋川衛生組合の監査員報酬、嘱託者報酬、特別職報酬、事務局長などの一般職員の給料諸手当と管理者の交際費や消耗品などが解散に伴い減額になるとの報告があり、特に質疑もなく、全員協議会は閉会となりました。

以上で、平成27年第1回秋川衛生組合議会定例会及び全員協議会の報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、秋川衛生組合議会の報告は終わりました。

次に、閉会中に、経済厚生常任委員会が開かれておりますので、その概要を経済厚生常任委員長、須崎 眞議員よりご報告願います。

〔9番 須崎 眞君 登壇〕

○9番（須崎 眞君） 議会閉会中に開催した、経済厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、2月5日、午後3時より、本委員会委員6名及び議会事務局2名随行のもと、障害者地域活動支援センター「かもんみーる」及び奥多摩病院の状況について視察研修を実施しました。

当日は、大雪の予報が出ている中、初めにNPO法人タンポポの会が奥多摩町から受託し運営する、障害者地域活動支援センター「かもんみーる」を訪問し、相田センター長からNPO法人の発足、支援事業として奥多摩町から受託され、現在に至っていることなど沿革を事業内容の説明を受けました。

「かもんみーる」は利用者による生産や創作活動の場として、地域の障害者の就労の場としての機能を持ち、現在はパン工房を中心にカフェの経営、パンの出張販売、町内施設の管理清掃、工房での手づくり作品の制作など活動範囲を広げつつあります。事務所兼パン工房は間借り施設を改装したもので、パン焼き機など調理器具等も所狭しと並んでいる状況でした。現在の環境では生産量も限られ、受注にも制限があり、顧客の要望には応じられないようでした。今後、安定的に事業を展開していくためにもスペースの確保と事業用調理器具等の整備も必要と感じました。

また、タンポポの会では障害者が一生町に住み続ける場が必要であるとの観点から、グループホームの設立運営を目指して活動を続けるとのことで、議会としても応援をして行く必要があると感じました。

続いて、国民健康保険奥多摩病院を訪ね、院長、看護師長、事務長から病院全体の説明を受けました。永年の懸案事項である医師の確保については、町の辛抱強い働きかけで、

徐々に成果を見せてきたことは、院長、医長を初めとするスタッフが安定してきたことにあるものであります。地域柄、訪問医療訪問看護の実施も年々増加する傾向で、その重要性を感じましたが、やはり運営面では看護師不足など課題も多いとのことでした。しかし、課題解決に向けて各種委員会、プロジェクトチームを設置して地域の病院として町民の期待に沿うべく活動している状況に意気込みが感じられました。

また、定期的に行われている新聞の発行などを通じ、医療機器の設備状況を初め、午後診療や土曜診療の実施、連携病院の存在なども含めた広報活動を展開し、病院の現況をもっと町民に伝えていくべきではないかと感じました。

意見交換では、少子化対策の一環として、母親向けの講習会の講師を積極的に行っているほか、予防接種を行う際、お母さんの様子を観察し、期待される病院での診療のあり方を探る等、前向きな方向を示していただきました。

意見交換の後、院内を見学しました。CTの設備も有り、今後の充実が期待されました。地域医療とともに、二次救急医療機関として、高度医療施設のパイプ役も務めている奥多摩病院の重要性を再確認した視察となりました。

今回の視察研修に当たり、奥多摩病院院長を初め、関係者各位のご協力に対し深く感謝し、経済厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（前田 悦男君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

以上で、議会関係諸報告は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開いたします。

午前 10 時 56 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶及び施政方針の表明があります。

河村 文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。

平成 27 年第 1 回奥多摩町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政に対する所信を申し

述べ、町議会並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年は、昭和 30 年 4 月に、古里村・氷川町・小河内村の三か町村が合併し、奥多摩町が誕生して 60 周年という記念すべき節目の年であります。

この町制施行 60 周年を迎えるに当たり、大きな節目を町全体で祝うとともに、この豊かな自然環境とともに歩んできた 60 年を振り返り、先人が築いた功績を見詰め直すことにより、自然豊かで人情あふれるふるさと「おくたま」への愛着と誇りを深める機会として、記念式典や各種記念事業を計画しております。

各種記念事業につきましては、4 月 29 日のセラピーウオークを皮切りに、順次記念事業を実施いたします。町制施行 60 周年記念式典については、5 月 31 日を予定し、町議会議員の皆様や町内外の関係者、町内の小中学生をご招待し、住民皆様とともに節目のこの年をお祝いしたいと考えております。

また、町制施行 60 周年を記念して製作する、奥多摩町のイメージキャラクターにつきましては、随時当議会や広報おくたまなどで、住民皆様に経過をご報告させていただいておりますが、4 月 1 日に町ホームページや広報おくたまを通じて全国に発表いたします。着ぐるみとしてのデビューは 5 月 31 日の記念式典を考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

今後は、このイメージキャラクターが各種記念事業や町のさまざまな場面で活動し、町内外に奥多摩町の魅力を発信してまいりますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、私は、平成 16 年度に町長に就任して以来、公平・公正で信頼される行政を基本として、「生涯を健康で自立してともに生きる奥多摩町」を目指し、多くの住民皆様は何を考え、何を求めているのか、自分自身の肌で感じ、スピード感をもって町政運営を行い、この 10 年間、住民皆様と協働で策定いたしました「第 4 期長期総合計画」を推進してまいりました。

この第 4 期長期総合計画は、この 3 月をもって計画期間が満了いたしますので、この 10 年間の総括及び実施した主な事業について、ご報告をさせていただきます。

この計画では、健康・福祉分野、生活・環境分野、教育・文化分野、観光・産業分野、行財政分野の 5 分野及び戦略的な取り組みとして「奥多摩創造プロジェクト」の施策をそれぞれ実施してまいりました。

初めに、健康・福祉分野では、急速に進む少子高齢化対策を図るため、平成 20 年度に子ども・子育て支援推進条例を制定し、少子化対策を重点的に行うため、子ども・子育て支

援事業を推進してまいりました。この事業は、町独自の子育て支援策として、保育料の第2子目以降無料化や小中学校の給食費無料化、高校生の通学費や医療費の助成など14項目に及ぶものであり、この14項目は、国や都が実施していない子育て支援事業で、町の単独事業として実施してまいりました。

この子育て支援事業は、単純にお金のばらまきではなく、本当に支援を必要としている時期に義務を果たしている家庭に対し、必要な支援をその都度、子育て家庭に支援するもので、出産前から高校生まで、全てが対象となる切れ目のない制度であります。

また、かねてから念願でありました、子どもたちが安全に安心して遊べる施設として、平成23年4月には、子ども家庭支援センターを開設いたしました。この子ども家庭支援センターは、子ども・子育て家庭だけではなく、地域の住民皆様のふれあいの場として活用できると同時に、役場の出張所を兼ね備えた、古里地域の行政の核としても機能をしております。

高齢福祉関係では、高齢者の方が安全で安心して住みなれた地域で暮らせるよう、緊急システムの設置、救急医療情報キットの支給、住宅改修給付、外出支援サービス事業などの事業に加え、高齢者見守り相談事業による相談や、戸別訪問を地域包括支援センターと連携して、きめ細やかに実施しております。

この地域包括支援センターは、平成18年度に保健センター内に設置したもので、各種相談事業や戸別訪問を行い、相談者の多様な状況に的確に対応し、適切な専門機関やサービスにつなげる「ワンストップセンター」として、住民皆様に利用されております。

医療関係では、奥多摩病院は町の医療機関の核として、奥多摩病院改革プランに基づき、土曜外来診療や、平日午後外来診療を拡充したほか、平成26年度から患者の利便性の向上を図るため、ワゴン車による送迎サービスを実施いたしました。

保健事業では、先進的事業として慶応大学との連携により、平成20年度から遠隔予防医療相談事業を実施し、10カ所で延べ1,000人近い皆さんの参加をいただき、生活習慣病の予防に努めてまいりました。

次に、生活・環境分野では、住民皆様の生活に欠かせない、上水道や下水道、ごみ処理関係につきまして、長年の悲願でありました、町営水道の都営一元化は、平成21年5月に当時の石原都知事と私自身が福祉会館におきまして、基本協定を締結し、平成22年度から都営水道に一元化されました。これにより都営水道並みに施設を改善する経費など、後年にかかる経費約68億円が軽減されると同時に、給水の安全・安定性が向上をいたしました。

また、長年の懸案事項でありました下水道につきましても、快適な生活環境の確保と、

水道水源として、多摩川の水質保全に向けて、平成 17 年度に流域下水道の編入手続が完了し、平成 18 年度から工事に着手し、その後も順調に整備が進み、川井地区・大丹波地区・古里地区・棚沢地区の全部と氷川・海沢地区の一部が供用開始することができ、平成 27 年度には、全ての幹線の敷設工事が完了する見込みとなっております。

ごみ処理施設につきましては、現在のクリーンセンターの焼却炉の老朽化に伴う建てかえや、最終処分場の問題などを解決するためには、新たな施設を整備する必要があり、これを建設した場合の試算では約 30 億円以上を要すると試算されましたが、西秋川衛生組合に加入することにより、負担金 7 億 6,000 万円でこの問題が解決できることから、西秋川衛生組合に加入し、約 22 億円の負担軽減が図られました。

このように、都営水道一元化の実現と、西秋川衛生組合に加入したことにより、今後発生すると見込まれていた約 90 億円に及ぶ膨大な歳出の削減と、住民皆様の安全・安心を図ることができました。

公設斎場の整備の要望に応えるため、単独設置は困難であることから、秋川流域斎場組合を構成する「あきる野市」、「日の出町」、「檜原村」の同意や、日の出町の施設、周辺自治会住民のご理解を得て、平成 25 年 5 月 1 日に正式加入することができました。これにより、個人の施設使用料も半額で済むこととなりました。

次に、教育・文化分野では、学校施設の関係では、小中学校の耐震化工事や教室の木質化工事等を平成 19 年度から順次計画的に行い、児童・生徒の安全対策及び快適な教育環境づくりを図っております。

また、少子化や過疎化の影響により児童生徒が減少し、さまざまな課題が生じている中、奥多摩の教育の充実を図るために小中学校の個性化を推進し、教育の活性化を図るため、町独自に補助金を交付することで、基礎学力を育む学校づくりや特色ある学習の取り組み等の支援を行いました。

次に、観光・産業分野では、訪れる方の多様化するニーズに対応するための各種事業を展開しております。特に、平成 19 年度から観光交流事業として、滞在型体験農園を核として、都市との交流を日帰り型からリピート、滞在型へと転換するグリーンツーリズム事業を展開し、雇用の創出や経済効果の出現、遊休農地の解消を図りました。

また、環境と資源を生かした、観光の推進事業として着手した「森林セラピー事業」は、平成 20 年 4 月に東京都で初となる基地認定を受け、平成 21 年 4 月に森林セラピー基地としてオープンし、各種事業を推進した結果、平成 25 年度末までに森林の癒しを求め多くの利用者が訪れ、その累計利用者数は 6,999 人となりました。

次に、観光の振興では、奥多摩の観光拠点である鳩ノ巣溪谷を有する棚沢地域は、昭和の時代には観光客の宿泊場所などとして、大変にぎわっておりましたが、近年は従来のにぎわいもなく、また、観光の拠点施設である「鳩の巣荘」も老朽化が進んでおりました。

その一方で、近年の登山やトレッキングのブーム化や、自然を生かしたラフティングやキャニオニング参加者、自然を求めて来町される外国人旅行者が増加傾向にあることから、平成 25 年度から鳩の巣荘の建てかえ工事に着手し、この 4 月には工事が完了することから、4 月 28 日には関係者をお招きし、竣工記念式典を行い、5 月 3 日にはグランドオープンをいたします。

この鳩の巣荘はツインの客室をメインとし、各客室に設置する浴室は全て多摩川沿いに配置し、四季折々の景観が入浴しながら望めるのがセールスポイントとなっております。今後、この「鳩の巣荘」が奥多摩観光の起爆剤となり、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに訪れる外国人旅行者などの受け皿として期待をしております。

次に、行財政分野では、私が町長に就任以来、継続して確実に行政改革を実施することにより、簡素で効率的な身の丈に合った行政運営を進めてまいりました。

特に、第 4 期長期総合計画スタート時の平成 17 年度には 142 人いた職員を平成 26 年度には 126 人とし、11 パーセントの職員を削減し、おおむね 7 億円程度の縮減を行いました。財政関係では、平成 17 年度末に 41 億円あった一般会計の起債は、平成 25 年度末には、約 26 億円と約 15 億円減額し、トータルでの公債費率も 17.4 パーセントから 0.4 パーセントと大きく改善しております。

また、町の貯金であります基金の状況であります、平成 17 年度の基金残高は約 13 億円でしたが、平成 25 年度の基金残高は 33 億円と大幅に基金を積み上げ、約 20 億円の増額となりました。

次に、奥多摩創造プロジェクト関係では、過疎化による急激な少子高齢化に対応するため、奥多摩創造プロジェクトを設定し、その対策を推進してまいりました。このプロジェクトは、第 4 期長期総合計画の戦略的な取り組みとして、定住化対策、少子高齢化対策を推進したものでございます。

特に定住化対策では、奥多摩町に住みたいが住む場所がないという声に対し、町営若者住宅の整備、分譲地の整備、空き家バンク事業の推進や、若者定住応援補助金事業の制度化を図りました。

私は、若者が町に定住するためには、さまざまな事情や状況があると思いますので、多面的な検討を行い、町営若者住宅については入居制限はありますが若者家庭が低廉な家賃

で住めるように、家賃を2万円と設定し、分譲地についても1平方メートル当たり、2万円程度と安価にいたしました。また、若者が定住する仕組みとして、若者世代が住宅を建てられるように、若者定住応援補助金制度を制定し、家の購入などに160万円の補助や利子補給を行い、一人でも多くの若者世代が町に暮らせるように支援してまいりました。

このように、さまざまな視点で定住化対策と少子化対策の支援を考え、実行をしているところでございますが、この対策の推進は喫緊の課題であり、平成24年度には少子化対策・定住化対策総合計画、通称「緊急3か年計画」を策定し、ソフト・ハードの両面から施策を計画化し、重点的かつ優先的に事業を進めているところであります。

このような、少子化・定住化対策は、高齢化対策や地域コミュニティの活性化、地域の防犯・防災対策にもつながるものであり、高齢化率が高く地域コミュニティが低下しつつある地域が増加している町においては、早急かつ重点的に行うことが必要であります。

以上、第4期長期総合計画の10か年の主な成果と実施事業の概要を報告させていただきましたが、私は、この第4期長期総合計画で一定の成果を達成したと自負しております。私のまいた種が芽を出し、大きく成長をし始めているところだと考えております。

その一方で、将来解決しなければならない問題、第4期長期総合計画期間中に発生しなかったが、将来的に見込まれる新たな課題もあることから、私のまいた種が健やかに成長し、住民皆様と一緒に収穫できるまで成長するように、私は、今後10年間のまちづくりの基本指針となる第5期長期総合計画の策定を住民皆様と協働で進めてまいりました。

この第5期長期総合計画は、住民皆様から成る50人で組織され「まちづくり計画住民委員会」で真摯に議論し、奥多摩町の将来像やそれに係る分野ごとの提言をいただき、庁内職員で構成した第5期奥多摩町長期総合計画策定委員会などで詳細について議論し、さらにはパブリックコメントやタウンミーティングを経て、多くの住民皆様のご意見やご提案を反映し策定したもので、いわば全町挙げて作成したまちづくりの指針であります。

この第5期奥多摩町長期総合計画につきましては、昨年の第4回定例議会において、奥多摩町長期総合計画条例に基づき基本構想について議会に上程をさせていただき、議決をいただいたところでありますが、主要な部分について改めてご説明をさせていただきます。

初めに、まちの将来像では、まちづくりのキャッチフレーズを「人 森林（もり）清流 おくたま魅力発信計画！」～住みたい住み続けたいみんなが支える癒しのまち奥多摩～とし、PRスローガンを「人と自然にいやされるまち・おくたま」、「巨樹と清流のまち・おくたま」の2つとします。

また、将来人口ですが、10年後の平成36年度の推計人口は、年少人口219人、生産年

齢人口 1,807 人、老年人口 1,999 人、合計 4,025 人と推計されております。

従来の考え方では、人口を増加するとの観点から、現状からの人口増加目標を掲げてまいりましたが、第 5 期長期総合計画の将来人口の考えは、推計人口から人口構成を分析し、人口の構成を改善するという視点に着眼し、平成 36 年度末の年少人口を 300 人、約 100 人の増、生産年齢人口を 2,000 人、約 200 人の増、老年人口は、現状の 2,000 人とし、合計 4,300 人としており、高齢者の健康寿命を延伸し、住民皆様が生涯を健康で安心して暮らせるバランスのとれた町として、住みたい、住み続けたいと思える幸福度が充実したまちづくりを目指すものであります。

次に、まちづくりの指標ですが、第 5 期長期総合計画では、急激な少子高齢化と人口減少に対応したまちづくりを進める必要があります。これまで以上に地域の活性化によって、解決を図る必要があります。そのためには、この魅力あるまちをすばらしいまちにすることが必要であり、全町が一丸となってまちづくりを進めるための指標が必要であることから、魅力あるすばらしいまちであることを示す視点として、「住んでよかった」、「住み続けたい」と住民皆さんが思うことであり、それを対応した指標として「奥多摩型住民総幸福度」を定めます。

この幸福度は、まちづくりの基本方針に対応するもので、それぞれの基本方針に幸福度を評価する項目を定め、定期的に住民皆さんの幸福度の評価を行います。基本方針に対応した幸福度要素として、幸福要素 1、「心身ともに健康である」、幸福要素 2、「豊かな自然環境が守られている」、幸福要素 3、「健やかに生まれている」、幸福要素 4、「経済的に大きな不安がない」、幸福要素 5、「地域社会やまちづくりに参加している」と思う住民割合を調査し、評価するものであります。

この調査は、平成 27 年度から隔年で実施し、住民皆様の幸福度を図り、評価を施策につなげていくもので、これにより住民皆様の幸福度を高めていくものでございます。

次に、この計画では新たな定住化の促進に向けたゾーン別土地利用の方針を打ち出し、全町を「若者定住促進ゾーン」、「中山間地定住促進ゾーン」、「山間地定住促進ゾーン」に分類し、それぞれの地域に合った定住促進策を行い、住みたい方が希望する形態で効率的・効果的に定住できる仕組みを構築するものであります。若者世帯から高齢者世帯の定住や、交流居住や二地域間居住も今後推進し、町全体を活性化するようにいたします。

次に、明日の奥多摩を創る「奥多摩創造プロジェクト」ですが、第 4 期長期総合計画で戦略的な取り組みとして実施してまいりました「奥多摩創造プロジェクト」は引き続き継承いたします。この奥多摩創造プロジェクトの目的は、今後 10 年間で見込まれる人口減少

に歯どめをかけることであり、そのための最大の対策は「少子化対策」と「定住化対策」であります。

少子化対策と定住化対策の推進は、高齢者対策や地域コミュニティの活性化にもつながるものであり、高齢化率が高く地域コミュニティが低下している町にとっては、重点的にこの事業を行うことが必要であります。

このように、さらなる少子化対策、定住化対策を図るため、出会い、結婚、出産から子育て・子育てまでのきめ細かな支援、いわゆる少子化対策事業と、暮らし、住まい、仕事に関する支援、いわゆる定住化対策事業を新たな視点で、時代に即応した形で取り組めるように計画しています。

少子化対策では、現在、独自の14項目の子育て支援事業のさらなる拡充のため、新規事業として、新たに少子化対策にきめ細かに対応するため、従来の不妊検査・特定不妊治療に、「不育治療の助成」を新設します。

また、中学校が4月より統合することを受け、中学生制服等支援事業を新設し、今後中学校に入学する際にかかる生徒の制服代などの費用を助成し、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。

次に拡充部分であります。保育料の助成を2子目から行っておりましたが、1子目から全額助成といたします。また、高校生の通学定期代などについて、今後子どもの人数に関係なく全額助成をいたします。さらに、高校生の医療費についても限度額を撤廃し、全額助成をいたします。一方で、子宮頸がん予防ワクチンは、法定接種となり経過措置世帯が減少したことから廃止とします。このことから、平成27年度は、新規2事業、拡充3事業、廃止1事業となり、14項目から15項目に拡充されます。

定住対策事業では、平成27年度に、かねてから要望の強くありました古里地区に、町営若者住宅を整備いたします。この町営若者住宅建設地は、株式会社昭和石材工業所様から平成26年1月に寄付をいただいたもので、庁内のプロジェクトチームや第5期長期総合計画で計画している定住対策を踏まえ、平成26年度から3か年で整備をまいります。平成26年度では、周辺立木の伐採、既存建物の撤去、建設予定地の一部造成を行い、平成27年度に敷地の造成と、3棟8戸の住宅の建設を行います。

この住宅につきましては、建設基準法や東京都建築安全条例を踏まえ、鉄筋コンクリート造2階建てによるメゾネットタイプの建物とし、室内の間取りは2LDKとなっております。さらに、平成28年度には、3棟4戸を木造2階建てで計画し、2か年で合計12戸を整備いたします。

また、先進的な事業として始めた「いなか暮らし支援住宅」は、問い合わせが約 250 件を超え、現地説明会に来られた方 56 世帯、仮申し込み 72 世帯、本申し込みは、24 世帯と多くの方に関心を持っていただき、この中から 1 世帯の方を選考しました。この、仮申し込みをしていただいた 72 世帯の方は、全員が「奥多摩に暮らしたい人登録バンク」に登録をいただきましたので、今後継続的に町営若者住宅や分譲地事業、空き家バンクなどや子育て支援の情報をきめ細かく提供し、奥多摩町に移住していただけるよう取り組んでいきます。

この、いなか暮らし支援住宅のほか、空き家の活用事業については、防犯・防火対策や地域の元気を取り戻すということから、空き家の調査や空き家バンク制度の充実を図るための制度として、定住サポーター制度を構築いたします。この制度は、自治会と協力して定住化対策を図るため職員が地域に出向き、自治会の皆様と情報共有し、協働で定住化対策を推進していくものであります。

次に、第 5 期奥多摩町長期総合計画の 5 分野の基本的な方針ですが、健康・福祉分野の基本方針は、「みんなで支えるホットなまちづくり」とし、5 つの主要施策、主要施策を達成するために 16 の分野別施策を設定しております。

生活・環境分野の基本方針は「やさしさふれあい人と自然」とし、2 つの主要施策、主要施策を達成するために 11 の分野別施策を設定しております。

教育・文化分野の基本方針は「町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくり」として、4 つの主要施策、主要施策を達成するために 18 の分野別施策を設定しております。観光・産業分野の基本方針は「みんなの力がつながる観光・産業づくり～あによおやんべえおくたま～」とし、3 つの主要施策、主要施策を達成するために 11 の分野別施策を設定しております。

そして、行財政分野の基本方針は「住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくり」で、3 つの主要施策、主要施策を達成するために 10 の分野別施策を設定しております。

このそれぞれの施策を実行し、「人森林（もり）清流おくたま魅力発信計画！」～住みたい住み続けたいみんなが支える癒しのまち奥多摩～を具現化してまいります。

次に、古里中学校と氷川中学校の統合ですが、議員皆様や関係者皆様のご尽力により、この 4 月から新たな中学校として「町立奥多摩中学校」がスタートいたします。古里・氷川中学校は昭和 22 年に設置され、68 年間の長きにわたり地域の教育・文化の中心的な役割を担ってまいりました。

今後は、それぞれのよい伝統を取り入れ、子ども達が安心して奥多摩らしい教育を受けられるよう私たちも尽力いたしますので、議員皆様のお力添えもよろしくお願い申し上げます。

次に、町を取り巻く国・都の行財政環境についてでございます。

国の動向でございますが、2月19日に政府から発表されました「月例経済報告」によりますと、「景気は、個人消費などに弱さが見られるが、穏やかな回復基調が続いている」と報告され、さらに「個人消費は、消費者マインドに弱さが見られる中、底堅い動きとなっている」、「雇用情勢は、改善傾向にあり」、「消費者物価は、横ばいとなっている」などと報告されております。

さらに「先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、穏やかに回復していくことが期待される。ただし、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」と報告されております。

政府は、2月3日に平成26年度の補正予算を成立させ、2月10日に「産業競争力の強化に関する実施計画」2015年版、2月12日には「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議決定いたしました。

補正予算については、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、現下の経済情勢などを踏まえた生活者・事業者支援として1兆2,054億円を補正し、このうち地域住民生活等緊急支援のための交付金、「地域消費喚起・生活支援型」ですが、2,500億円が補正予算で計上されました。

また、まち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略の先行的実施として、地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型が、1,700億円計上され、各自治体に具体的な交付金額案が示され、奥多摩町においても実施計画を作成し、事業の準備を開始したところであります。

次に、国の平成27年度予算であります。経済対策や平成26年度補正予算や平成27年度税制改正とあわせ、経済再生と財政再建の両立を実現する予算となっており、全体では、96兆3,420億円で、昨年度より4,596億円の増額となっております。

社会保障関係では、消費税増収分などを活用し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度をスタートさせ、各種子育て支援策を推進します。また、介護職員の処遇改善や基金による医療介護の基盤整備、認知症対策の充実、国民健康保険の財政対策の充実や、難病対策など医療・介護サービスの提供体制の改革を推進します。介護サービス料金、いわ

ゆる介護報酬については、介護職員の処遇改善として、月 1 万 2,000 円程度や良好なサービスに対する加算を行いつつ、全体としては引き下げ、介護保険料の上昇を抑制、利用者負担を軽減します。

一方で、地方財政関係では、地方税収の伸びに伴い、地方交付税交付金等は 16.9 兆円から 16.8 兆円に減額されることとなります。

地方創生関連の予算措置等では、総合戦略等を踏まえた個別施策 7,225 億円、まち・ひと・しごと創生事業費(仮称)の地方財政計画の歳出 1 兆円、社会保障制度の拡充 1 兆 3,600 億円となっております。

また、地方消費増税分を活用した社会保障の充実・安定化について、消費税率引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることから、平成 27 年度の増収額 8.2 兆円については、基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 に 3 兆円を向け、残額を社会保障の充実、及び消費税率引き上げに伴う社会保障 4 経費の増と、後代への負担のつけ回しの軽減に向けることとなっております。これにより、社会保障の充実・安定化が図られることを願うものであります。

次に、東京都関係ですが、1 月 16 日に 2015 年度予算原案を発表いたしました。一般会計は 6 兆 9,520 億円で、前年度比 2,853 億円、4.3 パーセントの増となりました。東京都は昨年末、東京都長期ビジョンをまとめております。これは、10 年先の東京都の将来像を見据えたグランドデザインであり、来年度から 3 カ年で 360 もの施策に 3 兆 7,400 億円を投じることを打ち出しております。

このように、舛添都政として初めて本格的に編成した 2015 年度予算は、新規事業を前年度比 1.8 倍の 325 件盛り込み、都市基盤を整備する投資的経費も 17 年ぶりに 1 兆円を超えるなど、舛添カラーを反映させた積極型の予算編成となっております。舛添知事は、「温めてきた思いをしっかりと反映できた。東京を世界一の都市へと飛躍させる予算だ」と強調をされております。

歳入では、都税収入は堅調な企業収益と消費税で、前年度当初比 7.5 パーセント増の 5 兆 216 億円となり、7 年ぶりに 5 兆円を超える見通しとなります。

歳出では、公債費などを除く一般歳出は、前年度当初比 3.2 パーセント増の 4 兆 8,608 億円となりました。

以上、この東京都の歳出予算の中でも、とりわけ重要なのは、総務局が所管する市町村総合交付金は平成 26 年度は、473 億円が交付され、平成 27 年度においては、さらに 10 億円が上積みされ 483 億円が計上されております。

これは、国が「地域の自主性と自立性を高め、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」と位置づけている地域主権改革により、国や東京都から事務権限が委譲されるなど、市町村の役割がますます高まっている中、厳しい財政状況に置かれている多摩・島しょ地域の市町村に対して、総合的な財政支援を行い市町村行財政の安定・強化を図るためには、支援が必要不可欠であるとの判断と、東京都市長会並びに東京都町村会、東京都市議会議長会並びに東京都町村議会議長会からの強い要望により、制度創設以来 10 年連続して伸びているものであります。

この市町村総合交付金は、町の財政運営の根幹を支えるものであり、少子高齢化が進み、町税などの収入増加が見込めない本町にとっては、非常に重要なものでありますので、今後も東京都町村会などを通じ、強力に要望をしてまいりたいと考えております。

次に、町の平成 27 年度予算の基本的な考え方でございます。

過疎化による少子高齢化が進行し、高齢化率が 47 パーセントを超える中、町財政における自主財源である税収は、平成 19 年度以降 8 年連続して減少する見込みであり、地方交付税についても地方自治体に配分される出口ベースで前年度より減額される見通しであること、積立基金については、これまで順調に伸びているものの、予定されている大型事業や下水道事業の起債に伴う本格的な償還を控え、平成 27 年度の財政状況も極めて厳しい状況下にあると言えます。

平成 27 年度から新たにスタートする、第 4 次行政改革大綱や第 1 次行政改革大綱から第 3 次行政改革大綱までの成果を踏まえ、限られた人・財源の中で創意工夫し、限られた資源の中で住民皆さんが「何を望み」、「何を優先すべきか」を選択するため、従来実施してきた施策の評価を行い、個々の事業については毎年度の実施計画時に、費用対効果の面からも厳しい見直しを行い、歳出全般の効率化を図るとともに、予算の執行については関係法令等にのっとり、適正かつ迅速に行うことが必要であると考えております。

このような、平成 27 年度の基本的考え方に立ちまして、1 つとして、社会経済情勢を見きわめ、限りある財源を計画的、重点的に配分して、住民福祉の増進と少子化・若者定住化対策をさらに推進し、個性的で魅力のある地域社会を将来にわたって持続させるため、長期総合計画「おくたま魅力発信計画」の実現を目指します。

2 として、成果を重視した行政改革の推進、時代に対応した柔軟な行政組織と職員の育成並びに費用対効果を含めた事業全般の事後検証の強化と制度や事務事業の必要性や有益性を吟味し、必要な見直し・再構築を図るなど、身の丈にあった健全で堅実な行政運営を推進します。この 2 つの基本的考え方に沿って編成をいたしました。

主な歳入であります。都支出金が 25 億 803 万円、構成比では 39.7 パーセント、前年度比 2.7 パーセントの増、地方交付税は 14 億 7,000 万円、構成比 23.3 パーセントで前年度比 11.4 パーセント増、町税が 7 億 4,234 万円、構成比 11.7 パーセントで前年比 2.9 パーセントの減となっております。このように、町の歳入の 63 パーセントを国と東京都の支出金で占めており、自主財源である町税の 11.7 パーセントを大きく超えております。

次に、主な歳出の構成ですが、土木費が 12 億 2,066 万円、構成比 19.3 パーセントで前年比 49.4 パーセントと大きく伸びていますが、これは、小丹波地内に建設する町営若者住宅の整備に伴う増でございます。

次に、民生費が 10 億 7,685 万円、構成比 17 パーセントで前年比 3.6 パーセントの減となり、一般会計では、合計 63 億 2,000 万円となり、昨年度より 1,000 万円の減となりますが、特別会計・企業会計を合計しますと 103 億 9,720 万円となり、前年比 1 億 8,150 万円で、1.8 パーセントの増額予算となります。これは、下水道事業特別会計が 1 億 900 万円増額したことと、国民健康保険特別会計が 9,400 万円増額したのが要因となっておりますが、前年同様大型の予算となりました。

次に、平成 27 年度の主要な事業につきまして、申し述べさせていただきます。

ここで新たにスタートする「第 5 期奥多摩町長期総合計画」の施策の大綱に沿って奥多摩町の平成 27 年度予算案で、特に重点としている施策や新規事業について、ご説明を申し上げます。

「第 1 章 みんなで支えるホットなまちづくり」として、「誰もが元気で健康に暮らせる地域づくり」では、生涯を健康で暮らすためには疾病予防が重要なことから、各種健診事業や予防事業、食育事業などを推進してまいります。

「安心して子どもを産み育てる地域づくり」では、私は、地域住民皆さんが生涯を健康で安心して暮らせるため、出会い、結婚、子育て・子育てまでのきめ細やかな支援、誰もが元気で健康で暮らせるための各種健診、健康づくり事業や生涯生きがいを持って暮らせるための高齢者や障害者の支援事業を率先して取り組んでいきます。

特に、高齢化率が 46 パーセントを超え、超少子高齢化が進行しており、地域によっては地域コミュニティの活力が低下するなど、問題も顕在化しております。私は、少子化対策が高齢化対策になるとの思いから、第 5 期長期総合計画でも子育て支援を充実していきたいと考えており、子ども・子育て支援推進事業をさらにレベルアップし、新規 2 事業、拡充 3 事業、廃止 1 事業となり 14 項目から 15 項目に増加いたします。

さらに、子ども・子育て支援法に基づく「奥多摩町子ども・子育て支援事業計画」が平

成 27 年 4 月よりスタートいたします。この計画は、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものでございます。

「高齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくり」では、「老人福祉計画」及び「介護保険事業計画」が見直され、新たに 4 月からスタートいたします。

「奥多摩町高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」は、社会情勢の変化や今後の少子高齢社会への対策をより一層推進するため、町が目指すべき高齢者福祉及び介護保険制度の運営に関する基本理念と計画目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に計画を策定いたしたものであります。

今後はこの計画を基本に、10 年後の平成 37 年を見据えて、奥多摩町の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築を着実に進め、高齢者を初め、今後高齢期を迎える町民が生き生きと元気に暮らせるよう、生きがい・社会参加の促進、健康づくり、介護予防の推進を進めるとともに、安全・安心に暮らせるよう、地域福祉の推進や介護保険事業の円滑な運営などを進め、さまざまな取り組みを計画的に進めてまいります。

次に、「障害者が自立して生活できる地域づくり」では、「第 4 期奥多摩町障害福祉計画」がスタートいたします。この計画では、国の基本指針に基づき、障害者等の自己決定の尊重と意志決定の支援及び入所等から地域生活への移行等に関する事項について、目標を定めるとともに、サービス提供体制に関する必要量の見込み等を定め、共生社会の実現に向けて、地域のニーズ等も踏まえながら、障害者福祉施策をより一層推進していくものであります。

次に、「心のぬくもりと絆を持ち続けられる地域づくり」では、高齢者・障害者が安全で快適な生活が送れるよう、誰もが安心して利用できる道路や施設等の基盤整備、町内の移動手段の確保など、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進するため、人に優しい道づくり事業や福祉モノレールを推進いたします。

「第 2 章 やさしさ ふれあい 人と自然」として、「自然とともに歩むまちづくり」では、循環型社会形成を先導するまちづくりや、農作物も含めた生態系・生物多様性の確保を図るほか、社会基盤の維持・整備のために先進的な政策・事業展開とともに、町ならではの環境を大切に、自然とともに歩むまちづくりを町外に向けて発信してまいります。

木質資源の活用では、木質バイオマス資源利活用システムを推進するため、「もえぎの

湯」で使用するチップ燃料を初め、町内の森林資源の活用を図るため、木材の買い取りを一部地域通貨を含め、1立米当たりの買い取りを、現金3,000円、地域通貨3,000円で行っており、さらに普及に努めてまいります。

下水道事業では、平成27年度をもって完了し、全ての地域が平成28年度から下水道の供用が開始され、これにより全町が公共下水道か市町村設置型浄化槽になります。

機能的な道路の推進では、一付線、松葉穴沢線、白丸丸の内西線、南平熊沢線、坂下仲井戸線、入屋ヶ谷中央線等の整備を実施いたします。

「だれもが住みたくなる心かようまちづくり」では、行政と住民の明確化や住民が主体となった元気なまちづくり活動の支援により、コミュニティの活性化の取り組みや住民との協働による取り組みを推進するため、公募委員から成る「元気なまちづくり委員会」を設置し、新たなまちづくり事業を推進してまいります。

また、消防力の充実を図るため、消防・救急無線受令機や小型動力ポンプなど消防資器材の充実を図ってまいります。

現在問題が顕著化している空き家対策ですが、空き家対策は防犯・防火対策はもとより、地域を活性化させるものであることから、さらなる空き家バンクの推進といなか暮らし支援住宅の拡充を図ってまいります。空き家対策においては、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型の事業としても実施してまいります。

「第3章 町の中と外から関心を持たれる教育のまちづくり」として、「みんなでチャレンジする生涯学習のまちづくり」では、地域間での青少年等との交流やホームステイによる生活体験等を通し、相互理解を深めるとともに、伝統・文化等を肌で感じ取り、広い視野を持った中学生や高校生リーダーを育成するため、海外派遣事業や神津島洋上セミナーや海外音楽交流派遣事業を実施してまいります。

「豊かな能力と強いこころを育むまちづくり」では、児童・生徒が充実した小中学校生活を送れるよう、教育環境の充実を図るため、タブレット端末の整備を図り、また、引き続き小中学校の教室等の木質化の整備や中学校の生徒用トイレの改修を図ります。

「誰もがスポーツ活動に参加するまちづくり」では、町制施行60周年記念事業として、60キロメートルウォーキング事業を町民体育祭にかわり、今年の10月に実施いたします。現在実行委員会で具体的なコースや実施方法を検討していますが、60キロメートルという距離は、一般的には非常に厳しい距離になりますので、町民の皆さんが気軽に安心して参加できるように別に短い距離の設定も考えておりますので、多くの町民皆さんに参加していただきたいと思っております。

「伝統と先進の文化・芸術にあふれたまちづくり」では、町の伝統芸能を次代に確実に継承するため、文化財資料整備委託を実施し、指定文化財等整備事業補助金等を充実いたします。

また、各種団体の活動を支援し、あわせて芸術家等と連携し芸術文化の振興を推進するため、奥多摩アートフェスティバル事業を推進いたします。

「第4章 みんなの力がつながる観光・産業づくり」として、「住民が元気になる交流観光づくり」では、過疎化による少子高齢化が進行する中で、観光客は年間170万人を超え、観光が及ぼす地域経済への波及効果は大きいことから、観光ビジョンが目指す「住民が楽しく暮らせるまち」を基本理念に観光づくりの推進を図ります。

そのためには、住民皆様が奥多摩町のよさを知っていただくことがまず大切であり、さらに、観光客等をもてなす宿泊施設を知らないことには、奥多摩町のよさ、自慢を情報発信することができないことから、住民皆さんを対象とした町民宿泊補助事業を新設し、ここでオープンする鳩の巣荘はもとより、町内施設の宿泊代を助成し、実際に町内観光施設でのおもてなしを体感し、町内外へ奥多摩町の宿泊施設のすばらしさを発信していただきたいと考えております。

次に、奥多摩観光の拠点施設として期待しております「鳩の巣荘」の整備工事につきましては、平成27年度が最終年度であり、駐車場等の事業で完了となります。今後、この鳩の巣荘が地域の観光拠点として、また起爆剤として地域の雇用や産業振興に資することを期待しております。

多くの観光客が訪れる町は自然環境にふさわしい清潔な印象を持たれるように、観光地で一番使用される観光施設であるトイレを「日本一きれいなトイレ」として、毎年継続的に整備をしております。

次に、町に多くの観光地、名勝地がありますが、今年は「第28回日本鍾乳洞サミット」が、10月に町で開催されますので町制施行60周年記念事業の冠をつけ盛大に実施し、奥多摩観光のすばらしさを外に向かってアピールしていきたいと考えております。

次に、「奥多摩ならではの地域産業の推進」では、町の面積の94パーセントを占める森林ですが、産業構造の変化から林業の担い手がなく、手入りが不足している山林もいまだ多くあることから、多摩の森林再生事業による間伐事業や、花粉症発生源対策事業、さらには伐採された木材の有効利用を図るため、木質バイオマス利活用システムとして、木材の搬出を促進する「木質バイオマス推進事業」を充実し、木質資源の有効活用を図ってまいります。

また、地場産業の振興では従来からの「わさび」、「奥多摩やまめ」などの振興のほか、治助イモを特産品として売り出すため、奥多摩町治助イモ普及促進協議会を設置し、特産物として流通できるように事業を推進してまいります。

さらに、ジビエ料理として期待されている鹿肉についても、加工施設を委託している一般財団法人小河内振興財団と一体となり、今後、特産品として活用できるよう推進してまいります。このような特産品を奥多摩ブランドとして親しまれるよう情報発信してまいります。

次に、「観光・産業づくりを推進する力の強化」では、観光・産業づくりを推進する上では、関係団体などが連携することが必要不可欠であることから、一般社団法人奥多摩町観光協会を通じ、観光従事者の研修会や観光ガイドの活用・後継者の育成を図ってまいります。

「第5章 住民と行政がともに考え、ともに築く、住みよい・住みたいまちづくり」として、「官民協働による定住対策とまちづくり」では、住みたい方が住めるようにマッチングするため、新たに奥多摩町の土地利用方針定め、奥多摩町を3つの土地利用計画ゾーンに分け、JR青梅線5駅周辺等を若者定住促進ゾーンと位置づけ、定住促進事業を重点的に実施いたします。

また、空き家を活用した「いなか暮らし支援住宅」の事業も引き続き推進してまいります。この「いなか暮らし支援住宅」は所有者のご理解、地域住民皆様のご理解がないと推進することが難しいことから、地域住民皆さんと協働して定住化が推進できるように、定住サポーターを設置し、職員と住民皆さんが、自治会とで連携し空き家対策を講じ定住対策を重点的に図ってまいります。また、この4月から、若者定住応援補助金の上限を200万円とすることで町内外へアピールし、一人でも多くの若者世代が町に暮らせるように支援してまいります。

次に、住民と職員のパートナーシップの増進をするため、新たに「元気なまちづくり委員会」を設置し、住民皆様が企画提案する事業や地域の方が提案できる事業などの仕組みをつくり、住民皆さんのまちづくりの参画を促進してまいります。

「成果を重視した行政改革の推進」では、平成26年度に第3次行政改革大綱が終了し、新たに第4次行政改革大綱がスタートいたします。第2次・第3次行政改革大綱の期間で、職員については、142人から126人に11パーセントの職員を削減いたしました。

しかしながら、町は従来から積極的に定員管理を進めてきたことから、これ以上の削減は難しく、第4次行政改革大綱のキャッチフレーズを量から質への転換を目指した「しご

と・ひと・しくみ」の改革として、さらに行政改革を推進すると同時に、職員全員が知恵も絞り、住民皆様が求める行財政サービスを充実できるように取り組んでまいります。

しかしながら、本格的な少子高齢化を迎え、人口減・高齢化により税収入等が期待しにくい中、社会保障費や施設の老朽化による新たな需要など歳出増が避けられない状況であります。今後は事業を削減するのではなく、少子化・定住化対策を重点的に講じることに より、必要な事業費は増加しますが、それにより、生産年齢人口が増加し、税収の増、地域の安全・安心が図られることを確信して事業を実施してまいります。

次に、「身の丈にあった健全な財政運営の推進」では、厳しい財政状況等を踏まえ、計画的、効果的に事業を推進するとともに、自主財源の確保や事業の費用対効果を勘案した財政運営に取り組むため、10年先の財政フレームを見越した計画づくりを実施してまいります。そのため、役場庁舎の建設に備え庁舎建設基金を創設し、計画的に基金を積み立ててまいります。

次に、第1回奥多摩町議会定例会の提出案件について申し上げます。平成27年第1回町議会定例会に提案します案件については、新設条例6件、条例の一部を改正する条例23件、規約の一部を改正する規約3件、訴えの提起1件、工事案件6件、平成26年度の一般会計、特別会計、企業会計の最終補正予算案6件、平成27年度の一般会計、特別会計、企業会計、全8会計の当初予算案8件でございます。

以上、53件と大変多くの案件となっております。これら具体的な議案の内容につきましては、副町長を初め、所管の課長からご説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても、町の事務事業を執行していく上で、必要不可欠でありますのでご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

最後に、冒頭で申し上げましたように、本年は、町制施行60周年や第5期奥多摩町長期総合計画のスタートの年であります。

また、「奥多摩町子ども・子育て支援事業計画」、「奥多摩町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」、「第4期奥多摩町障害福祉計画」、「第4次行政改革大綱」などが、関係機関、住民皆さんの意見やご提言を取り入れすばらしい計画として策定され、新たな計画としてスタートする節目の年であります。

私が、常々思っていることは、計画を策定するのはもちろん重要であります。この計画が本当の意味で実行されなければ、作成した意味がないと思っております。それぞれの計画では、その計画に沿った目標、指標、基本方針、具体的な基本計画なども記載されているところではございますが、せっきくの計画も実行されなければ絵に描いた餅でございま

す。

第4期長期総合計画で、住民皆様と協働してまいた種が芽を出し、大きく、健やかに成長してまいりました。一番必要なことは、今後その健やかに成長した芽を枯らさずに大きく育てることです。この各種計画は、町が成長する肥やしであり、大きな果実として収穫するまでの手段であると考えております。

そのような意味では、私たち職員みずからが、第5期長期総合計画の基本構想の趣旨を酌み取り、実施し、住民皆様、職員がこの奥多摩町に「住みたい」、「住み続けたい」と思えるようなまちづくりを協働で行い、奥多摩に住みたい人を一人でも多く受け入れ、第5期長期総合計画の将来像「人森林（もり）清流おくたま魅力発信！」～住みたい住み続けたいみんなが支える癒しのまち奥多摩～を実現し、まちづくりの指標である「奥多摩型住民幸福度」を向上させ、子どもからお年寄りまで、生涯を健康で安心して暮らせるまちづくりに、これからも粉骨砕身、全力で邁進していく覚悟であります。

議員各位並びに住民皆様の、より一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、この節目となります平成27年第1回奥多摩町議会定例会の開会に当たり、私の施政方針とさせていただきます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、町長の挨拶及び施政方針表明は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって午後1時から再開といたします。

午前12時25分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（前田 悦男君） 午前中に引き続き会議を開きます。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第1号 奥多摩町庁舎建設基金条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第1号 奥多摩町庁舎建設基金条例につきまして、提案のご説明をいたします。

理由につきましては、庁舎の建設資金を確保するため、規定を整備する必要がある、でございます。

役場庁舎南側、駅よりの部分につきましては、昭和 56 年の建築基準法施行令改正以前に建設をされたものであることをごさいますから、耐震診断を行った結果、基準値に満たないことが判明いたしました。

また、構造は鉄筋コンクリート造でございますが、この耐用年数は一般的に 60 年とされており、残存耐用年数はおよそ 10 年となります。このため、残存耐用年数を建てかえ時期の目安といたしまして、その建設資金を確保するため規定を整備するものでございます。

次のページをお開きください。新規の条例でございますので、条文の内容をご説明させていただきます。

第 1 条では基金の設置の目的を、庁舎の建設資金に充てるため、設置すると定めるものです。

第 2 条では、基金の積立額について、一般会計歳入歳出予算で定める額とするものです。

第 3 条では、基金の管理方法を定めるものです。

第 4 条では、基金の運用益金の処理をこの基金に編入することを定めるものです。

第 5 条では、繰替の運用につきまして、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用できる規定を定めるものです。

第 6 条では、処分について庁舎を建設するための財源に充てる場合に限り、この基金の全部または一部を処分することができるものと定めるものです。

第 7 条では、町長への委任について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 1 号 奥多摩町庁舎建設基金条例につきまして、説明を終わります。

ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 1 号の質疑を行います。質疑はありますか。

1 番石田議員。

○1 番（石田 芳英君） 1 番石田でございます。

今の奥多摩町庁舎建設基金条例の新設ということで、1 億円積み立て条例をつくるということでございますけれども、庁舎に関しましては将来的な基本的なフレームワークといえますか、用地の取得も含めてどうするかというかなり大きな問題だと思いますので、何かフレームワークがある程度わかっているようでしたら、教えていただきたいと思います。

○議長（前田 悦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 1 番石田議員のご質問にお答えを申し上げます。

現在までのところ、特に具体的なフレームはまだ定まってございません。しかしながら、庁舎の建設につきましては、基本として補助事業では該当しませんので、町の自前の金でつくるということでございます。

ですから、基金をできるだけ多く醸成をいたしまして、残りの起債を最小限に抑えるという目的のために、今から先ほど申し上げたとおり 10 年を見越して計画的に予算の範囲内で積み立てるということでございます。以上です。

○議長（前田 悦男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 1 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 1 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 1 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 1 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 2 号 奥多摩町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案のご説明をする前に、条例制定、改正のもととなった法律改正の概要についてご説明申し上げます。

議案第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号につきましては、提案理由にも記載されております、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づきまして、平成 24 年 4 月 1 日から施行されております第一次、二次地方分権一括法に続いて成立した第三次地方分権一括法に基づき、制定及び改正するもので、既に介護保険法に規定する地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準等について、都道府県または市町村の条例に委任することで地域の自主性及び自立性を高めるもので、いずれも地方からの要望等に基づくものでございますが、これにより、法律の範囲内でございますが、地方の実情に合わせた裁量が可能となるものでございます。

議案第4号の提案理由となっている、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律につきましては、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行うもので、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化に重点を置いたものでございます。

内容として、在宅医療、介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付のうち介護予防、訪問介護、通所介護を地域の実情に応じた地域支援事業に移行し多様化を図ること。特別養護老人ホームについては、在宅での生活が困難な要介護3以上の中・重度の要介護者を支える機能に重点化すること、低所得者の介護保険料軽減を拡充すること、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げること、低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に資産などを追加することが主な内容でございます。

既に、報道等でごらんいただき、ご承知のこととは存じますが、我が国における今後の介護保険を取り巻く状況は、10年後の2025年には、65歳以上の高齢者が全人口の3割を超え、その中でも75歳以上の高齢者は急速に増えつつあります。

これに伴い、認知症となる高齢者も増え続けることが予測され、介護保険だけではなく医療保険、生活保護費などの社会保障費も増加していく一方で、それを支える若年層の減少も相まって、今後の社会保障制度を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっております。

今回の法律改正は、受益と負担の均衡のとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革国民会議での審議の経過等を踏まえ、今後の社会保障制度の改革の全体像、進め方を明示するもので、介護保険制度にとどまらず、少子化対策、医療制度及び公的年金制度も含めた社会保障制度全般にわたるものとなっております。

それでは、議案の説明に移らせていただきます。

議案第2号 奥多摩地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

提案の理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されたことに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

1枚おめくり願います。

条例の新規制定ではございますが、内容についてかいつまんでご説明申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨といたしまして、介護保険法の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施基準を定めることを規定しております。

第2条は、基本方針で、第1項では、各被保険者の心身の状況に応じ、包括的支援事業を実施することにより、可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるようにすること。第2項では、介護保険運営協議会の意見を踏まえた運営を行うことを規定しております。

第3条は、人員基準で、第1項では、地域包括支援センターは、65歳以上の第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上、6,000人未満ごとに置くべき職員についての規定で、それぞれ各号に規定される専門職員を配置することが規定され、第2項では、前項の例外規定について記載されております。

当初におきましては、第1項の規定に従い、保健師に準ずる者として経験のある看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員をそれぞれ1名ずつ配置し、基本方針で定められた業務を円滑に行っております。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終了いたします。

ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第2号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第2号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第2号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第3号 奥多摩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び

に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第3号 奥多摩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、ご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、議案第2号と同様に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されたことに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例の新規制定でございますが、内容をかいつまんで要点についてご説明申し上げます。

1枚おめくり願います。

第1章は総則で、第1条から第3条まで、条例の基本的な考え方について規定しております。第1条は、条例の趣旨として、介護保険法に基づく介護予防事業を受けようとする被保険者に対して、支援プランを作成する事業者が行う事業の基準を定めることを規定するもので、第2条では、条例で使用する用語については介護保険法に則していることを定義しております。第3条は、申請者の要件として、法人であることを規定するとともに、暴力団排除条例に規定する暴力団関係者を除くことをあわせて規定しております。

第2章は、基本方針として、介護予防支援事業者が事業を実施するに当たり、遵守すべき事項について、第4条をとして、第1項から第4項までを規定するものです。

次のページをお開き願います。

第3章は、人員に関する基準で、第5条では、従業者として必要な専門職である保健師、その他の担当職員の配置規定で、第6条では、事業者の管理者として、常勤1名以上を置くこと、及び常勤であれば他の職務を兼務することができることを規定しております。

第4章は、運営に関する基準を定めているもので、第7条では、内容及び手続の説明及び同意として、介護予防支援事業者が利用申込者、又はその家族に対して行われなければならない重要事項の説明や、同意を得ることについて規定し、第8条では、利用申し込みに対して正当な理由がなく拒否することの禁止を、第9条では、介護予防支援の業務の一部を他の居宅介護支援事業者等に委託する場合に遵守すべき事項について、第1号から第

4号にわたって細かく規定しております。

次のページをごらんください。

第10条では、管理者の責務についての規定、第11条は、必要な設備及び備品についての規定、第12条では、秘密の保持として業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと、及び内部の会議であっても個人情報を取り扱う際には、あらかじめ本人並びに家族の同意を得なければならないことを規定しております。第13条は、苦情処理についての規定で、第1項から第7項にわたって、事業者が利用者から受けた苦情について行わなければならない内容を順を追って細かく規定しております。

次のページをお開き願います。

第14条は、事故発生時の対応と損害賠償について、第15条では、暴力団員等の排除について規定しております。第16条では、基本的な取り扱い方針として、医療サービスとの連携、計画の策定に当たっての基本的な事項及び質の評価と改善について規定しております。

第6章は、基準該当介護予防支援に関する基準で、第17条は、指定介護予防支援以外のサービスで、市町村が基準を満たすものとして認めたサービスについて、第4条から前条までに規定された事項において、第13条第6項及び第7項の規定を除いて準用するものです。

第7章は、雑則として、第18条において事業の人員及び運営等の基準は、規則において定めることとしております。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第3号の説明を終了いたします。

ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第3号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第3号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 議案第3号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第4号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 清水 信行君 登壇]

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第4号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための、関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成27年度から平成29年度までの介護保険料を改定すること、及び新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の実施を猶予する規定を設ける必要があるため、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表及びお手元にお配りの資料によりご説明申し上げます。

新旧対照表1ページをごらんください。

第11条、地域支援事業等では、被保険者が要介護状態になること予防するとともに、要介護状態等となった後も地域支援事業の実施による支援を行うことを規定しておりますが、この事業の対象者として町の被保険者以外の、いわゆる住所地特例被保険者でも対象にするという規定で、町内にはございませんが、近隣の福生市、あきる野市等でも非常に多く開設されているサービスつき高齢者住宅、有料老人ホーム等について、この改正により地域支援事業の対象とする改正で、逆に町の被保険者ではありますが、町外の有料老人ホーム等の施設に町の住所地特例被保険者として入所されている方は除く、と規定しております。

第12条、地域包括支援センターでは、第3項の地域支援事業に関する規定において、介護保険法の改正により新たに市町村が行うこととされた、介護予防・日常生活支援総合事業の中で、介護予防給付を受ける被保険者を除き、地域包括支援センターがアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成することを追加するとともに、従来、包括的支援事業とされていた地域包括支援センターの運営に加え、地域ケア会議の充実、在宅医療、介護連携の推進

として認知症地域支援推進員の配置、生活支援コーディネーターの配置等も包括的支援事業として地域包括支援センターが行うべき事業であることを規定するものでございます。

第13条、保険料率でございますが、ご承知のとおり介護保険事業計画におきましては、3年に一度計画を見直し、3年間の事業計画期間における介護給付の見込みを立て、必要な保険料率を決定することとされておりますが、当町におきましても、平成27年度から平成29年度までの第6期事業計画期間における介護給付費等の見込みと、それに基づく基準となる保険料率を設定し、原則として、本人または世帯の所得の状況に応じて段階的に保険料算定する仕組みとなっております。

この計画の見直しに当たっては、社会福祉協議会、小澤会長を長とする10名の委員から成る介護保険運営協議会におきまして、6回にわたる慎重なご審議をいただき、町長に対して答申をいただきました内容に基づきご提案するものでございます。

第13条の第1項では、事業期間を平成27年度から平成29年度までに改めるもの、同項第1号は、これまでの生活保護受給者である被保険者を対象とした所得段階1と年金収入金額が80万円以下の被保険者を対象とした所得段階2を合わせ、新たな所得段階1とするとともに、基準段階に対する保険料率を0.5とするもので、保険料を年額「3万2,900円」から年額「3万7,200円」に改めるものでございます。

第2号は、年金収入120万円以下の被保険者を新所得段階2として保険料率を0.65とし、保険料を年額4万8,400円に改め、第3号は、年金収入が120万円を超える被保険者を新第3段階として保険料率を0.75とし、保険料を年額5万5,800円に改めるもので、第1段階から第3段階までは、いずれも本人及び世帯全員が住民税が非課税である世帯に属する者です。第4号及び第5号は、世帯内に住民税課税者がいる世帯に属するが、被保険者本人は非課税である者に対する所得段階で、第4号は、年金収入が80万円以下の被保険者の保険料率を0.9とし、保険料を年額6万7,000円に改め、2ページお聞きいただきますか。

第5号は、第4号以外の被保険者を対象とするもので、保険料率を基準額の1.0とし、年額7万4,400円に改めるものでございます。この基準額は、保険者ごとの保険料を比較する際に用いられる額で、通常月額単位で比較されますが、当町の基準月額は年額を12月で除した6,200円となります。これは第5期事業計画期間における基準月額5,470円に比べ730円、13.3%の引き上げとなります。

次の、第6号からは、本人が住民税課税者で、所得によって第6段階から第11段階までに細分化するとともに、保険料率も1.20～2.10までに設定しております。また各号においてアでは所得段階を、イでは本来適用すべき所得段階の保険料を負担すると生活保護が必

要になり、それより低い段階であれば保護を必要としない境界層該当者について規定しております。

第6号は、合計所得金額が125万円未満の被保険者に対する保険料率を1.20とし、保険料年額を8万9,300円に改め、第7号は、合計所得金額が190万円未満の被保険者に対する保険料率を1.35とし、保険料年額を10万500円に改めるもの。第8号は、合計所得金額が290万円未満の被保険者に対する保険料率を1.60とし、保険料年額を11万9,100円に改め、第9号では、合計所得金額が400万円未満の被保険者に対する保険料率を1.70とし、保険料年額を12万6,500円に。3ページをごらんいただき、第10号では、合計所得金額600万円未満の被保険者の保険料率を1.90とし、保険料年額を14万1,400円に、第11号は、合計所得金額が600万円以上の被保険者を対象とし、保険料率をこれまでより0.1多い2.10とし、保険料年額を15万6,300円とするものです。

第2項は、今回の法改正において、低所得者への保険料軽減策を規定したのですが、当初予定されていた所得段階1から3までの被保険者への軽減が、消費税率の改定が1年6カ月延期されたことにより、第1段階の被保険者に限定されたものです。

この結果、平成27年度から平成28年度まで、所得段階1の被保険者に対する保険料を年額3万7,200円から年額3万3,500円に減額するための規定です。

第16条は、資格取得・喪失の第3項において、賦課期日後に転入等により、新たに被保険者となった場合、新たに老齢福祉年金の受給権を得たもの、及び非課税世帯に属する者を除き、本来適用すべき所得段階の保険料を負担すると生活保護が必要となり、それより低い段階であれば保護を必要としない、境界層に該当する被保険者についての保険料について、本来の保険料と該当した場合の保険料との月割りにより算定し、合算することの規定について、法令の改正により、引用条文の5等を追加するものです。

先ほど申し上げましたが、保険料率の設定に当たりましては、第5期事業計画に比べ、所得段階を9段階から11段階まで2段階増やし、第11段階の保険料率を、基準額の2.1倍とする一方、低所得の被保険者に対する保険料率はなるべく同率に抑え、引き上げ額につきましても抑制し、被保険者全体の負担の均衡を図ったものでございます。

ただ、前事業計画と同様に、大幅な引き上げとなりました。既にマスコミ等で報道されておりますが、国では介護給付費の急激な伸びを抑えるため、今回の見直しで介護報酬の引き下げも行われたところであり、国全体では保険料が引き下がる見込みではありますが、当町では依然として、在宅サービスと施設サービスとの割合が3対7というのは不均衡な状態であり、介護報酬が引き下げられても給付費の伸びを抑制するまでには至らない見込

みであり、この3年間の給付の見込からこの保険料率を設定させていただきました。

今後とも被保険者の皆様に、ご理解とご協力をいただくよう十分な周知と説明に努力してまいります。

附則といたしまして、第1条では、施行期日としてこの条例は平成27年4月1日から施行するものです。ただし、第13条第2項の低所得者に対する減額の規定は、4月1日以降か期日までの間に、規則で定める日から施行するものです。

第2条は、経過措置として保険料率の改正規定は、平成27年度分からの保険料から適用する規定を定めたもので、第3条は、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置として、この総合事業の趣旨が市町村が中心となって地域の実情に応じて要支援者等に対する効果的、かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものであり、市町村が実施するに当たって、この趣旨を十分に達成するための受け皿を整備するまでの期間について規定するもので、第1項から第4項までの各事業について、町長が定める日の翌日から実施することを規定するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終了いたします。

ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第4号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第4号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第4号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第5号 奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第6号 奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例、以上2件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第5号 奥多摩町介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、及び議案第6号 奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、いずれの条例もこれまでの介護保険関係の条例改正と同様に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されたことに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

初めに、議案第5号についてご説明いたします。条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の5ページをお開き願います。

第6条、指定認知症対応型通所介護の基本方針において、「生活機能の維持または向上を目指す」の文言を追加し、目的を明確にするとともに、第12条においては、これまで訪問、通所、ショートステイを組み合わせた小規模多機能に、訪問看護を加え、増加している医療ニーズの高い高齢者を在宅で支えていける基盤を強化するためにつくられた、複合型サービスについて、サービスの内容が具体的にわかるよう、「指定看護小規模多機能型居宅介護」の名称に変更されたことから、条の見出しを改めるとともに、事業の目的に、生活機能の維持また向上を超えることで、基本方針における目的をより明確にするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

次に、議案第6号についてご説明申し上げます。同様に新旧対照表にてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

第2条、定義において、地域密着型介護予防サービス事業者が行うサービスについて。今回の介護保険法の改正により、法第8条の2第2項で規定されていた介護予防訪問介護及び第7項で規定されていた介護予防通所介護が、この4月から市町村が行う地域支援事業に移行するため、削除されたことによる条ずれを改めるもの。

第6条、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針において、前条でご説明い

たしましたとおり、法第8条の2から2項が削除されたことのために伴う条ずれを改めるもので、内容の変更はございません。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第5号及び議案第6号の説明を終了いたします。

ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第5号の質疑を終結します。

次に、議案第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第6号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第5号、及び議案第6号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第10 議案第5号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第6号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第7号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 宮田 昭治君 登壇〕

○住民課長（宮田 昭治君） 議案第7号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由ですが、奥多摩町国民健康保険の税率等を改めるため、規定を整備する必要

があるためでございます。このことにつきまして、平成 27 年 1 月 26 日に奥多摩町国民健康保険運営協議会が開催され、今後予想される国民健康保険の広域化、また、増加傾向にある保険給付費に対応するため、他市町村との比較状況と奥多摩町の料金改定について、ご審議の上、承認されました。

翌 1 月 29 日付で町の当町長のほうに答申されました。これによりまして、改定するもので、条例説明の文もございしますが、新旧対照表におきましてご説明をいたします。

新旧対照表の 7 ページをお開きください。

医療給付費の分の所得割で、第 3 条第 1 項中「100 分の 4.8」を「100 分の 4.95」に改め、また均等割で、第 4 条中「2 万 2,000 円」を「2 万 4,000 円」に改め、後期高齢者支援金分の所得割で、第 5 条中「100 分の 1.3」を「100 分の 1.40」に改め、介護の納付金分、第 7 条中「100 分の 1.3」を「100 分の 1.6」に改めるものでございます。

附則として、(施行期日) この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分) 改正後の奥多摩町国民健康保険税条例の規定は、平成 27 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとする。

以上で、議案第 7 号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(前田 悦男君) 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 7 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 7 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 7 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 12 議案第 7 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 7 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 議案第 8 号 奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例を議題としま

す。

これより、提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博君 登壇〕

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 8 号 奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由及び内容についてのご説明をいたします。

提案の理由でございますが、下水道法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 364 号）の施行に伴い、規定及び文言の整理をする必要があるためでございます。

内容につきましては、公共下水道を使用する特定事業所に対する排水基準のうち、カドミウム及びその化合物にかかわる排水基準を評価するものでございます。

条文の改め文もございますが、新旧対照表にてご説明いたします。

新旧対照表の 8 ページをごらんください。

（指定工事店の責務）第 5 条の 5 中の下線の部分「並びに」を「及び」に、「平成 8 年規則第 15 号」を「平成 13 年規則第 8 号」に改めるものでございます。

次に、（責任理事者の登録）第 5 条の 8 第 3 項中の下線の部分、「第 1 項」を削り、同条第 5 項中の下線の部分、第 4 項を前項に改め、次に、第 11 条第 3 項 1 項中の下線の部分、「別表第 3 の右欄」を「別表 3 の左欄」に改めるものでございます。

次の 9 ページをごらんください。

別表第 5（第 12 条の 2 関係）でございますが、1 の項、水質の基準の欄の中の下線の部分「0.1 ミリグラム以下」を「0.03 ミリグラム以下」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 8 号の説明を終わります。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 8 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 8 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 8 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 13 議案第 8 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 8 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 14 議案第 9 号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案の理由の説明を求めます。観光産業課長。

[観光産業課長 原島 滋隆君 登壇]

○観光産業課長（原島 滋隆君） 議案第 9 号 奥多摩町事務手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）の施行に伴い、農地法（昭和 27 年法律 229 号）が改正されたため、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、農地法の改正に伴い今年度整備しております、農地台帳を整備するとともに公表することとされており、要約書閲覧の申請に当たり、手数料を徴収するため、奥多摩町事務手数料条例の一部を改正するものです。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

新旧対照表の 10 ページをお開きください。

左側の別表 1、新表におきまして、第 33 号及び第 34 項を 2 つ繰り下げ 33 項に、「農地台帳記録事項要約書の交付、一筆につき 450 円」を、その下の第 34 項に、「農地台帳の閲覧、一筆につき 450 円」の 2 つを加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものです。

なお、額の算定につきましては、法務局の閲覧、登記事項要約書と同額としており、また、西多摩各市町村とも同額としております。

以上で、議案第 9 号の説明を終わらせていただきます。

ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 9 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 9 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 9 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第14 議案第9号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第10号 奥多摩町学童保育会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

[福祉保健課長 清水 信行君 登壇]

○福祉保健課長(清水 信行君) 議案第10号 奥多摩町学童保育会の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由ですが、学童保育会の利用者対象者の範囲を拡大するため、学童保育会の規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。

新旧対照表11ページをお開き願います。

第3条の対象者でございますが、昨年(平成26年)の第3回定例町議会におきまして、この4月1日から対象者を小学6年生まで拡大いたしました。このたびの改正では、これまで町内に住所を有する小学生のみを対象としておりましたが、さらに住所を有していなくても、在籍していれば対象者とするよう改めるものでございます。

これにより、区域外就学等で町外から町内の小学校に通学する児童も学童保育会を利用することができ、保護者の利便性が向上するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終了いたします。

ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(前田 悦男君) 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第10号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第10号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第10号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 15 議案第 10 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 10 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 16 議案第 11 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。少子化・若者定住化担当主幹。

[少子化・若者定住化担当主幹 天野 成浩君 登壇]

○少子化・若者定住化担当主幹(天野 成浩君) 議案第 11 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案の理由でございますが、第 5 期奥多摩町長期総合計画に掲げている若者の定住対策を推進するため、入居資格などの規定を整備する必要があるためでございます。

条例の改め文もでございますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。

新旧対照表 12 ページをごらんください。

(申込者の資格) 第 6 条の下線の部分ですが、11 号として、「前各号に規定するもののほか、町が推進する若者の定住促進事業等に効果が見込まれるものについては、別に定める規定により町長が認める」を追加するものでございます。

次に、(使用対象者の選考) 第 7 条第 1 項の下線の部分ですが、「ただし、栃久保第 2 住宅、栃久保除ヶ野住宅及び若者住宅については、別に定める規定により使用対象者を決定する。」を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第 11 号の説明を終わります。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(前田 悦男君) 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 11 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 11 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 11 号について、討論を省略し、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 16 議案第 11 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 11 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 15 分から再開いたします。

午後 1 時 58 分 休憩

午後 2 時 15 分 再開

○議長(前田 悦男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 17 議案第 12 号 奥多摩町生活館条例の一部を改正する条例、日程第 18 議案第 13 号 奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例、以上 2 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 若菜 伸一君 登壇]

○企画財政課長(若菜 伸一君) 議案第 12 号 奥多摩町生活館条例の一部を改正する条例、及び議案第 13 号 奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例につきまして、関連がございますので、一括して提案のご説明をいたします。

提案の理由でございますが、いずれも白丸生活館の建てかえに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

初めに、議案第 12 号 奥多摩町生活館条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

白丸生活館は、ちょうど丸の内西線、道路新設工事に伴い、支障となることから建てかえるため、位置などを改めるものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明いたします。

新旧対照表の 13 ページをお開きください。

別表中、中ほどの「白丸生活改善センター」を「白丸生活館」に、また位置を「奥多摩町白丸 73 番地」を「奥多摩町白丸 72 番地 6」へ改め、寸庭集会所の次に「境集会所」を追加するものです。

次に、議案第 13 号 奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

条例改め文もごさいますが、新旧対照表 14 ページをお開きください。

別表第 1、7 の項、位置の欄中「白丸 73 番地」を「白丸 72 番地 6」に、同項備考中の欄中「白丸生活改善センター」を「白丸生活館」に改め、16 の項、備考の欄中「境集会場」を「境集会所」に改めるものでございます。

また、別表第 2、7 の項、備考の欄中「白丸生活改善センター」を「白丸生活館」に改め、16 の項、備考の欄中「境集会場」を「境集会所」に改めるものでございます。

なお、いずれの条例も附則といたしまして、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 12 号 奥多摩町生活館条例の一部を改正する条例、及び議案第 13 号 奥多摩町防災備蓄倉庫設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を終わります。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 12 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 12 号の質疑を終結します。

次に、議案第 13 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で議案第 13 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 12 号、及び議案第 13 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 17 議案第 12 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 12 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 18 議案第 13 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 13 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 19 議案第 14 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 井上 永一君 登壇]

○総務課長(井上 永一君) 議案第 14 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、期末手当の支給割合の改定を行うため、規定を整備する必要がありますためでございます。

平成 26 年第 1 回臨時議会におきまして、東京都人事委員会の勧告により、特別職、教育長及び一般職につきましては、特別給を 0.25 カ月分引き上げる条例をご決定いただきました。その際、議員特別給につきましては改正を行いませんでしたが、他市町村の状況、また、一般職の特別給の引き下げ改正の際には議員特別給も引き下げており、引き上げ改定につきましても同様の改正をする必要があると考え、ご提案をするものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の 15 ページをごらんください。

期末手当について規定しております第 5 条第 2 項につきまして、6 月に支給する場合においては「100 分の 122.5」を「100 分の 135」に、12 月に支給する場合においては「100 分の 137.5」を「100 分の 150」に改めるものでございます。

これによりまして、年間の支給月数が 2.6 カ月分から 2.85 カ月分へ 0.25 カ月分の引き上げとなるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行するとし、本日ご決定をいただきましたら速やかに交付、4 月 1 日から施行したいと考えております。

以上で、議案第 14 号の説明を終わらせていただきます。

ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(前田 悦男君) 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 14 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 14 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 14 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 19 議案第 14 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 14 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 20 議案第 15 号 奥多摩町職員の再任用に関する条例、日程第 21 議案第 16 号 奥多摩町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 22 議案第 17 号 奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 23 議案第 18 号 奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、以上 4 件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 15 号から議案第 18 号までの 4 議案は、提案理由に関連がございますので、一括して提案のご説明をさせていただきます。

まず、議案第 15 号 奥多摩町職員の再任用に関する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、地方公務員法の定年退職者等の再任用規定に基づき、職員の再任用につきまして規定を整備する必要があるためでございます。

職員の再任用制度につきましては、平成 25 年度の定年退職者から公的年金の支給開始年齢が段階的に 65 歳まで引き上げられることに伴い、60 歳で定年退職をした職員につきまして定年退職した職員が、退職日の翌日から 65 歳に達するまでの間、再任用を希望した場合、職員の定数等を総合的に勘案し、採用することができる制度でございます。

任期は 1 年で、勤務実績、健康状態等を考慮し、最長 5 年間まで更新が可能となっております。

再任用職員は、定年までと同様の勤務形態である、フルタイム勤務職員のほか、定められた時間を勤務につく短時間勤務職員に分けられ、給料等につきましては一般職の職員の給与に関する条例で規定することとなります。

条例の新規制定でございますので、条ごとの要点につきましてご説明を申し上げます。
議案書を1枚おめくりください。

第1条、条例の趣旨でございますが、職員の再任用については、地方公務員法の規定に基づくもので、法第28条の4では、定年退職者が選考により常時勤務を要する職、フルタイム勤務、1週間当たり38時間45分勤務として採用ができることが。法28条の5では、短時間勤務の職、1週間当たり15時間30分から31時間勤務の範囲内で定め、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間の割り振りを行い採用できることが。法28条の6では、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者、または地方公共団体が組織する組合の任命権者が、それぞれの団体の定年退職者を再任用職員として採用できることが定められており、これらの規定に基づき再任用についての必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、定年退職日以前に退職した者のうち、定年退職者に準じて再任用することができる者の基準を定めております。

第3条では、先ほどご説明申し上げましたとおり、再任用の任期は1年ですが、勤務実績等を考慮して更新ができることを定めております。

第4条では、再任用職員の任期の末日について定めております。

第5条では、この条例の施行について、必要な詳細事項については規則で定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第15号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第16号 奥多摩町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、奥多摩町職員の再任用に関する条例の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の16ページをごらんください。

第5条で、定年退職者の再任用について規定をしておりましたが、再任用条例が制定されたことにより、この規定を削除とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第17号 奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、奥多摩町職員の再任用に関する条例の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

新旧対照表の 17 ページをごらんください。

第 2 条第 2 号で、職員の定年等に関する条例からの引用規定を定めておりますが、議案第 16 号でご説明いたしましたように、同条例の改正で第 5 条の条文が削除となったことから、この引用文中の第 5 条に関する部分を削らせていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 17 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 18 号 奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、奥多摩町職員の再任用に関する条例の施行に伴い、関係規定を整備する必要があるためでございます。

この条例の改正につきましては、先ほど議案第 15 号でご説明いたしました、奥多摩町職員の再任用に関する条例の規定に基づく、再任用短時間勤務職員の勤務時間等について規定を整備するものでございます。

恐れ入ります、新旧対照表の 18 ページをごらんください。

第 1 条の改正につきましては、文言整理でございます。

第 2 条は、第 3 項として、再任用職員のうち短時間勤務の職員として採用した者の勤務時間は、1 週間について 15 時間 30 分から 31 時間まで、仮に 1 日 7 時間 45 分勤務いたしますと、2 日から 4 日間の範囲で任命権者が定める規定を追加し、今までの第 3 項に再任用短時間職員の勤務時間に関する部分を規定し、同項を第 4 項とするものでございます。

第 3 条は、第 1 項に、再任用短時間職員の勤務時間の割り振りについての規定を加えるものでございます。

第 4 条は、第 1 項及び第 2 項で、再任用短時間職員の週休日、勤務を割り振らない日につきましては、日曜日、土曜日のほか、月曜日から金曜日までの間で、その者の 1 週間の勤務時間に応じた週休日を設けることができるということを規定するものでございます。

19 ページをごらんください。

第 14 条は、年次有給休暇の規定に再任用短時間勤務職員を加え、第 16 条の特別休暇につきましては、実態に合わせたものに整理するものでございます。

第 18 条につきましては、臨時職員の勤務時間、休日、休暇等について任命権者が定める

ことを規定するものでございます。

20 ページをごらんください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 18 号の説明を終わらせていただきます。

以上で、議案第 15 号から議案第 18 号までの提案の説明を終わらせていただきます。

ご審議をいただきご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 15 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 15 号の質疑を終結します。

次に、議案第 16 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 16 号の質疑を終結します。

次に、議案第 17 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 17 号の質疑を終結します。

次に、議案第 18 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 18 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 15 号から議案第 18 号までについて、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 20 議案第 15 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 15 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 21 議案第 16 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 16 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 22 議案第 17 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 17 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 23 議案第 18 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 18 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 24 議案第 19 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 井上 永一君 登壇]

○総務課長(井上 永一君) 議案第 19 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、東京都人事委員会の勧告に基づき、給料表の改定等を行うため、規定を整備する必要があるためでございます。

平成 26 年第 1 回臨時議会におきましてご説明いたしました、平成 26 年 10 月に東京都人事委員会から 4 つのポイントについて勧告があり、臨時議会では公民格差を是正するための給料月額を引き上げ改定、及び特別給の引き上げにつきましてご決定をいただき、改正をしたところでございます。

本議会で上程させていただきます改正条例では、その際に継続して研究をしていくこととさせていただきます、国の総合的見直しに伴う給料月額の改定、新たな監督職の職務の級である課長代理級職の設置、任期付採用制度の活用範囲の拡大についての実情を踏まえた運用することについて意見が申し述べられたこと、以上、3 つのポイントについてご提案をさせていただくものでございます。

この 3 点に対します東京都の方針ですが、まず、1 点目の国の総合的な見直しに伴う改正につきましては、国では民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、給料表の水準を平均で 2 %引き下げ、それに伴い民間賃金の地域間格差の事情に応じて 3 から 18 %の 6 段階で支給している地域手当の支給率の最高を現在と比較して 2 %増の 20%とし、3 から 20%、7 段階に分け支給することといたしました。

これを受けて、東京都では、国が定める最高支給率の 1 級値として指定されていること

から、地域手当を現在の18%から20%へ2%の引き上げと、給料月額については、国と同様民間給与水準との均衡を図る観点から、平均で1.7%の引き下げを平成27年4月1日から、単年度で対応することとしております。

2点目の課長代理級職の設置ですが、東京都では監督職制度を取り巻く環境変化や高度化、複雑化する都政の諸課題に対応するため、職務分類基準の課長補佐級職と係長級職の職務実態を見ると、課長補佐は係長職を兼務していることなど、職責差が曖昧になっていることから、現在の課長補佐級職と係長級職を廃止し、新たに監督職の職務の級として課長代理級職を設置していく予定であり、あわせて現在それぞれの級で定められている給料表を1つの級に統合することとしております。

3点目の任期付採用制度については、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、一定の期間内に限り業務量の見込まれる業務については、任期を定めて採用することはできるとする法律の趣旨により定めていく必要があるとされております。

以上の状況を踏まえまして、ここで上程させていただきます町の給与条例ですが、まず、給料表につきましては、東京都の表に準拠していることから、給料表の改正については一般事務職については東京都と同様に特2等級の課長補佐と2等級の係長の給料表を2等級として統合し、同一の等級の表とするとともに、全体を1.7%の引き下げを行います。

また、地域手当につきましては、国が定めます地域手当の支給地域、支給割合の現状を勘案し、現状の8%のまま据え置くことといたします。なお、医療職につきましても同様の改正となります。

これにより給料表のみの引き下げとなり、年齢の高い職員は給料の号級間の監査の金額が低いことから、3月31日の給料月額と定期昇給等をした後の4月1日の給料月額を比較した場合、4月1日の給料月額のほうが低い職員が出てまいります。この場合、国の制度と同様に、3月31日に受けていた給料月額を保障する現在受けている給料の月額を引き続き受けることができる制度でございます現給保障制度を取り入れ、年間の給与総額を確保することといたします。

また、東京都人事委員会の勧告の中にございます、課長補佐職と係長職を統合した課長代理職につきましては、町では急な組織改正を実施することは業務遂行上混乱が生じるおそれがあることから、給料表は一本化するものの、もう少し時間をかけてこちらについては対応してまいりたいというふうに考えております。

また、任期付採用制度につきましても、再任用制度の運用等とあわせ今後研究をしてまいりたいと考えております。

次に、内容につきましてご説明をさせていただきます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

新旧対照表の 21 ページをごらんください。

第 2 条、第 3 条及び第 4 条第 2 項につきましては、文言の整理でございます。

第 4 条に第 8 項として、新たに再任用職員の給与に関する規定を定めるもので、フルタイムの再任用職員の給料は、新しい給料表の再任用職員の欄に掲げる職務の給料月額がその額となることを定めるもので、改正前の第 8 項を第 9 項に繰り下げるものでございます。

次に、第 4 条の次に第 4 条の 2 として、再任用短時間勤務職員の給料月額を定める規定で、フルタイムの再任用職員の給料月額に勤務時間の割合により給料月額を定める規定でございます。

22 ページをごらんください。

第 5 条の 2 は、職員が退職または死亡した場合に支給する給料の範囲を定めるもので、第 2 項を改め第 2 項では職員の退職、第 3 項では職員の死亡により支給した範囲を定め、改正前の第 3 項を文言整理し、第 4 項に繰り下げるものでございます。

第 5 条の 3 及び第 8 条の 3 につきましては、こちらも文言の整理でございます。

第 10 条は、第 3 項として、再任用短時間勤務職員に支給する特殊勤務手当につきまして、勤務時間の割合により手当の額を定める規定で、23 ページをごらんください。

改正前の第 3 項を第 4 項に繰り下げるものでございます。

次の第 11 条では、給与の減額として減額支給をする時期について、第 2 項として新たに規定したものでございます。

第 12 条第 1 項及び第 2 項は文言整理を、第 3 項の 1 カ月に 60 時間を超えて超過勤務をした職員の超過勤務手当の支給割合について文言整理をし、第 4 項とし、新たに第 3 項として週休日を他の日に振りかえて勤務をした職員への超過勤務手当の額の規定を加え、24 ページをごらんください。

第 5 項として、60 時間を超えて勤務した職員のうち、指定された超過勤務代休時間の勤務をしなかった場合には、割り増しした超過勤務手当の額を支給しないこととする規定を。第 6 項として、次の 25 ページにかけてですが、第 2 項に規定する、育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員の超過勤務手当の支給割合について規定をしております。

次の第 14 条及び第 18 条第 1 項は文言整理でございます。

第 18 条第 3 項では、再任用職員に対する期末手当の割合を新たに規定し、改正前の第 3

項の第1号及び次の26ページにございます第5号で、給料表の特2等級と2等級を統合し、新たに2等級としたことで特2等級の表記を削除し、第3項を第4項とし、改正前の第4項を第5項に繰り下げるものでございます。

第18条の2は文言の整理をし、第19条に新たに第3項として、再任用職員に対する勤手当の割合を規定したもので、第19条の2は文言整備でございます。

また、別表第1及び別表第2の給料の改正、別表第3の通勤手当の改正、別表第5の期末手当支給時に支給される職務段階加算の割合につきましては、特に等級の削減に伴い改正した表で、議案書の改正案の後ろに添付をさせていただいておりますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

新旧対照表の27ページをごらんください。

附則でございますが、第1条は、施行期日を平成27年4月1日からとする規定でございます。

第2条は、東京都の都表に基づいて給料表を統合した、行政職給料表1、医療職給料表2、医療職給料表3の適用につきましては、28ページの附則別表第1の規定により、今までの等級から新たな等級へ切りかえをする規定でございます。

27ページにお戻りください。

第3条は、今までの給料等級が、先ほどの附則別表第1の旧等級欄に掲げる職員の等級である職員が、新しい条例に基づく統合後の給料表の新等級へ切りかえるため、29ページから37ページにございます附則別表第2の切りかえ対応表、こちらを用いて古い給料表から、新しい給料表の号級へ切りかえるという規定でございます。

27ページへお戻りください。

第4条では、現在の給料月額と新しい給料表に切りかえ、昇給等の措置をした後の給料月額を比較したときに、新たに受ける給料月額が低い場合にはその差額分を保障し、現在の給料月額部分を給料として支払う規定でございます。

これは、国・都では給料表の引き下げとともに、地域手当を2%引き上げるとため、支給額には影響はございませんが、町では地域手当を引き上げないことから、給料月額が平均で7,000円程度引き下げられる等級もございまして、その支給総額に大きな影響があることから、3年間に限り現在の給料月額を確保するものでございます。

第5条は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく承認を受けまして、育児短時間勤務職員として勤務をしている職員の給料については、その勤務時間に応じた割合の給料が支給されることを規定しているものでございます。

第6条では、先ほど第4条でご説明いたしました現給保障を受けている職員の期末手当、勤勉手当の額は、現給保障後の給料月額で計算し支給することを定めるものでございます。なお、職員給与の条例改正につきましては、職員組合の理解を得て提案させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で、議案第19号の説明を終わらせていただきます。

ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第19号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第19号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第19号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第24 議案第19号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25 議案第20号 奥多摩町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第20号 奥多摩町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

行政手続法は、行政庁の処分、行政指導及び届け出に関する手続について共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護することを目的として定められておりますが、その対象が法律に根拠を有する処分についてのみ適用されることとなっているため、条例に根拠を有する処分や行政指導など、町の機関が行うものについては、法律の例により行政手続条例で規定をしております。

す。

ここで、行政手続法の一部を改正する法律が、平成 27 年 4 月 1 日から施行となり、国民の権利利益の保護の充実を図るため、一定の処分、または行政指導を求める制度、違法な行政指導の中止を求める制度が規定されることから、町条例につきましても法律の改正と同様の改正をする必要がございませんので、規定を整備するものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明をいたします。

新旧対照表の 38 ページをごらんください。

38 ページの目次から 40 ページの第 28 条の改正までは、文言を整理するものでございます。

41 ページをごらんください。

第 33 条第 2 項及び第 3 項を 1 項ずつ繰り下げ、新たに第 2 項として、行政指導をする際には、その相手方に対して法令等の根拠を示さなければならないことを規定する条文の規定を追加するものでございます。

その下段になりますが、第 34 条の 2 として、法令等に基づく行政指導を受けた事業者が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、その行政指導の中止等を求めるため、行政に再考を求めることができることを規定するもので、第 1 項では、その者答弁ができることを。42 ページをごらんください。第 2 項では、その申し出の方法を、第 3 項では、申し出を受けた行政機関は、必要な調査を行い、必要な措置をとらなければならないことを規定しております。

次に、第 34 条の 3 として、住民等が法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促し、是正のための処分等を求めることができることを規定するもので、第 1 項では、法律に違反している事実を発見したときは、行政機関に対して処分または行政指導を求めることができること。第 2 項では、その者支援の方法を、第 3 項では申し出を受けた行政機関は、必要な調査を行い、必要な措置をとらなければならないことを規定しております。

43 ページをごらんください。

附則といたしまして、第 1 項では、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するという規定でございます。

また、第 2 項及び第 3 項では、この条例の施行に伴いまして改正をする必要が生じた条例の一部を改正する規定でございます。第 2 項は、奥多摩町印鑑条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表 43 ページの中段の中ほどをごらんください。

印鑑証明の新旧対照表でございますが、第 22 条で、印鑑の登録及び証明に関する処分については、行政手続条例の規定の適用を除外することを定めておりますが、ここに行政手続条例の一部の改正により規定した、第 4 章の 2 を追加するものでございます。

次に、第 3 項は、奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の規定でございます。

新旧対照表 43 ページの下段をごらんください。

第 4 条に、町税に関する処分、公権力の行使に当たる行為については、行政手続条例の規定を適用しないことが定められておりますが、第 1 項に、行政手続条例の一部改正により規定した第 4 章の 2 を追加するもの。第 2 項には、第 33 条に第 2 項を追加したことにより、引用する条項を改めるものでございます。

なお、この 2 つの条例につきましては、それぞれの行政分野において、独自の手続体系が定められていることから、行政手続法に定める関係規定の対象から除外することとされているもので、この条例におきましても適用除外としているものでございます。

以上で、議案第 20 号の説明を終わらせていただきます。

ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 20 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 20 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 20 号について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 25 議案第 20 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 20 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって午後 3 時 15 分から再開といたし

ます。

午後 3 時 00 分 休憩

午後 3 時 15 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 26 議案第 21 号 奥多摩町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例、日程第 27 議案第 22 号 奥多摩町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例、日程第 28 議案第 23 号 奥多摩町議会委員会条例の一部を改正する条例、日程第 29 議案第 24 号 奥多摩町表彰条例の一部を改正する条例、日程第 30 議案第 25 号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第 31 議案第 26 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 32 議案第 27 号 奥多摩町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第 33 議案第 28 号 奥多摩町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。教育課長。

〔教育課長 守屋 吉彦 登壇〕

○教育課長（守屋 吉彦君） 議案第 21 号 奥多摩町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例から議案第 28 号 奥多摩町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例までの 8 議案につきましては関連がございますので、一括して提案理由及び条例の制定、改正内容についてご説明申し上げます。

議案のご説明をする前に、今回の法律改正による教育委員会制度の改革について、その概要をご説明申し上げます。お手元に配付してございます、カラー刷りの文部科学省作成の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律概要版をごらんいただきながら、説明をさせていただきます。

改正の趣旨でございますが、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うものでございます。

概要版資料をお開きください。

改正の概要でございますが、POINTの1といたしまして、今までの教育委員長の職を廃止して、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として、新教育長を設置することでございます。

この新しい教育長は、首長が教育長の職として議会の同意を得て直接任命、罷免を行い、その任期は3年となります。ただし、現に在職する教育長については、その委員としての任期満了までは従前の例により在職するという経過措置がありますので、奥多摩町の場合ですと、現在の教育長の任期である平成28年9月末日までは、現在の教育長と教育委員長については従前どおり在職し、改正前の法律による教育長と教育委員長に関する規定は、なおその効力を有することになります。

POINTの2といたしまして、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化を図るため、通常、教育委員会の会議は新教育長が招集しますが、教育委員の定数の3分の1以上からの請求により、会議の招集ができるようになります。

また、教育長が委任された事務の管理・執行状況について、会議の中で報告する義務や議事録の作成及び公表が求められるようになります。

POINTの3といたしまして、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することになります。

総合教育会議は、首長が設置し徴収します。構成員は首長と、教育長及び教育委員で、必要があるときには関係者及び学識経験者から意見を聞くことができます。

この総合教育会議における協議・調整事項は、予算の編成及び執行に関すること、条例案の提出に関すること、教育の諸条件の整備に関すること、児童・生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置に関することなどになります。

POINTの4といたしまして、教育に関する大綱を首長が策定することになります。

この大綱は、教育の目標や施策の根本的な方針として、地方公共団体の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して、先ほどの総合教育会議の中で協議・調整し策定することとされ、首長及び教育委員会は、策定した大綱のもとに、それぞれの所管する事務を執行することになります。

以上が、今回の法律の改正の概要でございますが、この改正による主な効果として、首長が直接教育長を任命することにより任命責任が明確となるとともに、教育行政の第一義的な責任者が教育長であることが明確となること。常勤の教育長が、教育委員会の会議の招集のタイミングを適切に判断し、早急に対応することが可能になること。また、首長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になることなどが挙げられています。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

最初に、議案第21号 奥多摩町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する

条例についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、いずれの条例につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の法律の改正により、新教育長については教育委員会の具体的な事務執行を行うことなど、その職責に鑑み常勤とすること。また、勤務時間中の職務専念義務が課されることとなります。

このため、教育長の具体的な勤務時間を特定しなければ、職務に専念すべき時間が明確とならないため、教育長の勤務時間その他の勤務条件を特定する規定を整備するものでございます。

議案書の次のページをごらんください。

条例の制定分でございますが、1 項では、教育長の勤務時間その他の勤務条件に係る承認は、教育委員会が行うことを規定するものでございます。

2 項では、教育長の勤務時間その他の勤務条件は奥多摩町職員の勤務時間その他の勤務条件の例によることを規定するものでございます。

附則といたしまして、第 1 項では、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行すること。第 2 項では、経過措置として、在任中の教育長が、その教育委員としての任期が満了するまでは、この条例の規定は適用せず、なお従前の例によることを規定するものでございます。

以上で、議案第 21 号の説明を終了いたします。

次に、議案第 22 号 奥多摩町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について、ご説明申し上げます。

議案第 21 号でご説明いたしましたが、新教育長には勤務時間中の職務専念義務が課されることとなります。このため、新教育長は、常勤の特別職であることから、一般職とは別に職務専念義務の免除等の特例について規定を定めるものでございます。

議案書の次のページをごらんください。

条例の制定分でございますが、第 1 条では、条例の目的を、法律の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めることとするものでございます。

第 2 条では、教育長が、教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除される場合を規定するものでございます。

第 3 条は、条例から規則への委任規定でございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は、平成27年4月1日から施行することを。第2項では、経過措置として、在任中の教育長がその教育委員としての任期が満了するまでは、この条例の規定を適用しないことを規定するものでございます。

以上で、議案第22号の説明を終了いたします。

次に、議案第23号 奥多摩町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ここからは改正文もございしますが、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表44ページをごらんください。

第18条の改正となりますが、今回の法律改正により教育委員長の職が廃止され、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新教育長を置くこととされたため、議会、委員会への出席説明者を教育委員会の委員長から、教育長に改正するものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は、平成27年4月1日から施行することを。第2項では、経過措置として、在任中の教育長がその教育委員としての任期が満了するまでは改正後の条例の規定は適用せず、改正前の条例の規定が、なおその効力を有することを規定するものでございます。

以上で、議案第23号の説明を終了いたします。

次に、議案第24号 奥多摩町表彰条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

大変申しわけございませんが、新旧対照表に一部欠落がありましたので、本日、追加で配付をさせていただきましたA4両面印刷の新旧対照表54ページでご説明させていただきます。

第4条の改正となりますが、教育長の任命について規定する法律の条項に条ずれが生じたことから、「第16条第3項に規定する」を、「第4条第1項の規定により任命された」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第24号の説明を終了いたします。

次に、議案第25号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、事前に配付いたしました新旧対照表にお戻りいただき、45ページをごらんください。

教育委員長の職が廃止され、教育委員に一本化されることから、非常勤の特別職の職員

の報酬等の額を規定する別表中、教育委員長及び教育委員の報酬の額について、教育委員長を廃止し、教育委員として一律 2 万 7,000 円に改正するものでございます。

附則といたしまして、第 1 項では、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することを。第 2 項では、経過措置として、在任中の教育長がその教育委員としての任期が満了するまでは、改正後の条例の規定は適用せず、改正前の条例の規定が、なおその効力を有することを規定するものでございます。

以上で、議案第 25 号の説明を終了いたします。

次に、議案第 26 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

新旧対照表 46 ページをごらんください。

新教育長は、これまでの教育委員としての特別職の身分と、教育委員会から任命された事務局の長としての一般職の身分を兼ね備えた立場から、教育長という職そのものを直接議会の同意を得て任命される常勤の特別職として位置づけられることになったため、これまで、一般職の立場として教育長の給料等について、別に規定していた条例を廃止し、特別職である町長、副町長の給与を規定する本条例に教育長の給与についての規定を追加するものでございます。

第 1 条本文中、「受ける」の改正については文言整理となりますが、同条に第 3 号として教育長を加え、特別職の給料の額を定める別表に教育長 59 万 8,000 円を加えるものでございます。

附則といたしまして、第 1 項では、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することを。第 2 項では、奥多摩町教育委員会教育長の給料等に関する条例を廃止することを。第 3 項では、経過措置として、在任中の教育長がその教育委員としての任期が満了するまでは、改正後の条例の規定は適用せず、改正前の条例及び廃止前の条例の規定が、なおその効力を有することを規定するものでございます。

以上で、議案第 26 号の説明を終了いたします。

次に、議案第 27 号 奥多摩町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

新旧対照表 47 ページをごらんください。

議案第 26 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則第 2 項で、教育長の給料、旅費等を規定していた条例を廃止することから、特別職である町長・副町長の旅費を規定する本条例に教育長の旅費についての規定を追加するものでございます。

第1条の改正は、この条例の適用の範囲として、町長・副町長の後に教育長を加えるもので、第3条、第4条、第6条及び第9条の改正は、それぞれ条文中の文言整理を行うものでございます。

旅費の額を定める別表の改正は、町長・副町長の区分に教育長を加え、それ以外の改正は、行政職給料表及び医療職給料表における等級の区分整理を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は、平成27年4月1日から施行することを。第2項では、経過措置として、在任中の教育長がその教育委員としての任期が満了するまでは、改正後の条例の規定中、第1条及び別表区分欄、町長・副町長に教育長を追加する改正規定については適用せず、改正前の条例の規定が、なおその効力を有することを規定するものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終了いたします。

次に、議案第28号 奥多摩町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

新旧対照表を49ページをごらんください。

第3条第2号の、民生・児童委員の改正規定は文言整理で、次の第3号の改正規定は、中学校の統合により、町立小中学校の校長先生が「4名」から「3名」に減少となるため、第4号の保護司の改正規定は文言整理で、次の第6号の「教育委員2名」を第6号と第7号に分け、それぞれ、「教育長1名、教育委員1名」とする改正規定は、新教育長が今までの教育委員としての身分がなくなることから、教育長と教育委員を区分する必要性が生じたため、それぞれ規定を整備するものでございます。

次の第5条及び第7条の改正規定は文言整理を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は、平成27年4月1日から施行することを。第2項では、経過措置として、在任中の教育長は、その教育委員としての任期が満了するまでは、改正後の条例の規定中、教育委員を教育長と教育委員に区分する改正規定については適用せず、改正前の条例の規定が、なおその効力を有することを規定するものでございます。

以上で、議案第21号から議案第28号までの議案提案説明を終わらせていただきます。

ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第21号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 21 号の質疑を終結します。
次に、議案第 22 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 22 号の質疑を終結します。
次に、議案第 23 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 23 号の質疑を終結します。
次に、議案第 24 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 24 号の質疑を終結します。
次に、議案第 25 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 25 号の質疑を終結します。
次に、議案第 26 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 26 号の質疑を終結します。
次に、議案第 27 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 27 号の質疑を終結します。
次に、議案第 28 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 28 号の質疑を終結します。
次に、ただいま上程の議案第 21 号から議案第 28 号までについて、討論を省略し、採決
したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。
日程第 26 議案第 21 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 21 号については、原案の
とおり可決されました。

次に、日程第 27 議案第 22 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 22 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 28 議案第 23 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 23 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 29 議案第 24 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 24 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 30 議案第 25 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 25 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 31 議案第 26 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 26 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 32 議案第 27 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 27 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 33 議案第 28 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 28 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 34 議案第 29 号 奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。教育課長。

[教育課長 守屋 吉彦君 登壇]

○教育課長（守屋 吉彦君） 議案第 29 号 奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成 27 年 3 月末で閉校となる古里中学校施設の利活用を図るため、規定を整備する必要があるためでございます。

この 3 月末に閉校となります古里中学校の跡地利用が決まるまでの間、同施設を町のスポーツ・コミュニティ施設として位置づけ、町内外の団体等に貸し出しすることで、町民等のふれあいと健康増進、生活・文化の向上を図るため規定を整備するものでございます。

改正内容につきましては、改正文もございまして、新旧対照表でご説明いたします。

大変恐れ入りますが、本日追加で配付をいたしました、A 4 両面印刷の新旧対照表 55 ページをごらんください。

第 2 条の改正でございますが、スポーツ・コミュニティ施設の名称及び位置に、「旧古里中学」、「川井 594 番地」の項を追加するものでございます。

次に、別表の改正ですが、施設の使用料を規定する別表に「旧古里中学校体育館」と「旧古里中学校校庭」及び「旧古里中学校テニスコート」の「夜間照明及び施設使用料」の規定をそれぞれ追加するものでございます。なお、この使用料金につきましては、学校開放施設としてご利用いただいていたときの使用料と同額としております。

附則といたしまして、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 29 号 奥多摩町スポーツ・コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。

ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 29 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 29 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 29 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 34 議案第 29 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 29 号については、原案の

とおり可決されました。

次に、日程第 35 議案第 30 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約、日程第 36 議案第 31 号 東京都市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約、日程 37 議案第 32 号 東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約、以上 3 件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 30 号から議案第 32 号までの 3 議案は、内容が同一でございますので、一括して提案のご説明をさせていただきます。

議案第 30 号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきまして、提案のご説明をいたします。

提案の理由でございますが、秋川衛生組合から、平成 27 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合から脱退したい旨の申請があったことにより、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、組合規約の一部を変更する必要があるためでございます。

規約の改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の 50 ページをごらんください。

別表第 1 及び別表第 2、選挙区の第 1 区中、「青梅、羽村地区工業用水道企業団、秋川衛生組合」を「青梅、羽村地区工業用水道企業団」に改めるものでございます。

51 ページをごらんください。

附則といたしまして、この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上で、議案第 30 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 31 号 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更につきまして、提案のご説明をいたします。

提案の理由でございますが、秋川衛生組合から、平成 27 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、東京都市町村職員退職手当組合から脱退したい旨の申請があったことにより、東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、東京都市町村職員退職手当組合規約を変更する必要があるためでございます。

新旧対照表の 52 ページをごらんください。

別表第1中、「東京都市町村職員退職手当組合、秋川衛生組合」を「東京都市町村職員退職手当組合」に改め、別表第2、第1区中の「西多摩衛生組合、秋川衛生組合」を「西多摩衛生組合」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第32号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更につきまして、提案のご説明をいたします。

提案の理由でございますが、秋川衛生組合から平成27年3月31日をもって解散することに伴い、東京都市町村公平委員会から脱退したい旨の申請があったことにより、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数を減少させ、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があるためでございます。

新旧対照表の53ページをごらんください。

別表中、「東京都市町村職員退職手当組合、秋川衛生組合」を「東京都市町村職員退職手当組合」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、東京都知事へ届け出の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わらせていただきます。

なお、ただいま上程の3議案の規約改正につきましては、構成団体個々の議会の議決を経た後、各組合等で議決書を取りまとめ、東京都知事へ届け出し許可を受け施行することとなります。

以上で、議案第30号から議案第32号までの提案の説明を終わらせていただきます。

ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第30号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第30号の質疑を終結します。

次に、議案第31号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第31号の質疑を終結します。

次に、議案第32号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第 32 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 30 号から議案第 32 号までについて、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 35 議案第 30 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 30 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 36 議案第 31 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 31 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 37 議案第 32 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(前田 悦男君) 起立多数であります。よって、議案第 32 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 38 議案第 33 号 訴えの提起についてを議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 若菜 伸一君 登壇]

○企画財政課長(若菜 伸一君) 議案第 33 号 訴えの提起について、提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、訴えを提起することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1 として、訴えの要旨。99 カ年地上権設定地の期間満了に伴う地上権抹消登記について、承諾を得られない登記義務者を相手方として、不動産登記法第 63 条の規定に基づき、裁判所の認容の判決による抹消登記を行うために訴えを提起するものでございます。

2 として、訴える相手方は、99 カ年地上権抹消登記義務者(別紙に掲げる者)、延べ 379 名でございます。

3 として、管轄の裁判所は、東京地方裁判所立川市部でございます。

本議案につきましては、平成 26 年第 4 回奥多摩町議会定例会におきまして、ご決定を賜りました 406 名への訴えの提起に続き、住民の方 78 名、また、米国を初め海外在住者 5 名を含む全体で 379 名の相手方といたしまして、訴訟により抹消登記を行うため、訴えを提起するものでございます。

この抹消登記の訴訟の委託先は、社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会として進めてまいります。なお、本件は訴訟という型はとりますが、既に権利は存続期間満了により消滅をしていることから、相手方の出廷はなくとも裁判所の認容の判決に基づき、事務的に抹消登記が行われるものでございます。

以上で、議案第 33 号 訴えの提起についての説明を終わります。

ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 33 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 33 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 33 号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 38 議案第 33 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 33 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 異議なしと認めます。よって午後 4 時 05 分から再開いたします。

午後 3 時 55 分 休憩

午後 4 時 05 分 再開

○議長（前田 悦男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 39 議案第 34 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 29 請負契約の変

更について、日程第 40 議案第 35 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 30 請負契約の変更について、日程第 41 議案第 36 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 31 請負契約の変更について、日程第 42 議案第 37 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 32 請負契約の変更について、日程第 43 議案第 38 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 33 請負契約の変更について、以上 5 件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 34 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 29 請負契約の変更についてから議案第 38 号奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 33 請負契約の変更についてまで、5 議案を一括して提案のご説明をさせていただきます。

提案の理由でございますが、いずれも既契約についてそれぞれ内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、議案第 34 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 29 請負契約の変更についてをご説明させていただきます。

変更の内容でございますが、変更前の金額が 1 億 3,824 万円、変更後の金額が 1 億 4,452 万 2,360 円となります。

次に、議案第 35 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 30 請負契約の変更についてをご説明をさせていただきます。

変更の内容でございますが、変更前の金額が 1 億 6,308 万円、変更後の金額が 1 億 6,421 万 6,160 円となります。

次に、議案第 36 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 31 請負契約の変更についてでございますが、変更の内容は、変更前の金額が 1 億 2,636 万円、変更後の金額が 1 億 985 万 1,120 円となります。

次に、議案第 37 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 32 請負契約の変更についてでございますが、変更の内容は、変更前の金額が 1 億 5,120 万円、変更後の金額が 1 億 3,565 万 5,560 円となります。

次に、議案第 38 号 奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 33 請負契約の変更についてでございますが、変更の内容は、変更前の金額が 1 億 7,280 万円、変更後の金額が 1 億 2,008 万 3,040 円となります。

いずれの契約も現在、変更仮契約を締結しておりますので、本日、議決をいただきます

と本契約となります。

以上で、議案第 34 号から議案第 38 号までの 5 議案の説明を終わりますが、それぞれの変更工事の概要につきましては、所管の課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博君 登壇〕

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 34 号から議案第 38 号の変更概要につきまして、関連がありますので一括でご説明をさせていただきます。

議案第 34 号の変更工事概要についてご説明いたします。

次のページをお開きください。

工事件名は、奥多摩処理区下水道管渠工事その 29 でございます。

工事場所は、奥多摩町海沢 779 番先、海沢発電所調整池から二幸屋及び柿平地区でございます。

変更の理由について説明させていただきます。

変更の理由につきましては、道路管理者の指示により、町道海沢循環線の舗装範囲が変更となるため、アスファルト舗装が増工となったためです。その他、現場精査により変更するものでございます。変更概要につきましては記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。

次のページをお願いいたします。配管系統図と位置図でございます。赤い線は、変更箇所を示している部分でございます。

以上で、議案第 34 号の説明を終わります。

次に、議案第 35 号の 2 ページ目をお開きください。

議案第 35 号の変更概要についてご説明いたします。

工事件名は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 30 でございます。

工事場所は、奥多摩町海沢 44 番先、寿楽荘から向雲寺及びアメリカキャンプ村の間でございます。

変更の理由についてご説明させていただきます。

変更の理由につきましては、道路管理者の指示により、町道海沢循環線の舗装範囲が変更となるため、アスファルト舗装が増工となったためです。また、海沢林道においては、コンクリート構造物や硬岩掘削に時間を要したため減変更するものでございます。その他、現場精査により変更するものでございます。

変更概要につきましては記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。

次のページをお願いいたします。配管系統図と位置図でございます。赤い線は、変更箇所
の路線を示している部分でございます。

以上で、議案第 35 号の説明を終わります。

次に、議案第 36 号の 2 ページ目をお開きください。

議案第 36 号の変更工事概要についてご説明いたします。

工事件名は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 31 でございます。

工事場所は、奥多摩町氷川 951 番先でございます。登記地区及び南氷川橋から弁天橋の
間でございます。

変更の理由についてご説明させていただきます。

変更の理由につきましては、国道路線の掘削時に硬岩が発生し、時間を要したため、管
渠延長を調整したものが主なものでございます。その他、現場精査により変更するもので
ございます。

変更概要につきましては記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。

次のページをお願いいたします。配管系統図と位置図でございます。赤い線は、変更箇所
の路線を示している部分でございます。

以上で、議案第 36 号の説明を終わります。

次に、議案第 37 号の 2 ページ目をお開きください。

議案第 37 号の変更工事概要についてご説明いたします。

工事件名は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 32 でございます。

工事場所は、奥多摩町南氷川栃久保長畑地内でございます。

変更の理由をご説明させていただきます。

変更の理由につきましては、グラインダーポンプ設置箇所において、当初予定していた
箇所の埋設物が混雑しており、代替箇所の調整が長引くため、減変更とするものでござい
ます。その他、現場精査により変更するものでございます。

変更概要につきましては記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。

次のページをお願いいたします。配管系統図と位置図でございます。赤い線は、マンホ
ールポンプ及び管渠の変更がその路線を示している部分でございます。

次のページをお願いいたします。同様の図面となります。

次のページをお願いいたします。マンホールポンプ及びグラインダーポンプの配置地図です。

次のページも同様でございます。

以上で、議案第 37 号の説明を終わります。

次に、議案第 38 号の 2 ページ目をお開きください。

議案第 38 号の工事概要につきましてご説明いたします。

工事件名は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事その 33 でございます。

工事場所は、奥多摩町登計海沢地内、登計地区全域及び消防署から弁天橋の間と海沢地区全域となります。

変更の理由についてご説明させていただきます。

変更理由につきましては、遊歩道部分で硬岩が発生し、掘削が困難なことから露出配管へ変更するもので、また、登計橋より下流側路線につきましては、人力作業により岩掘削があり、時間を要したため、管渠延長を調整したものが主なものでございます。その他、現場精査により変更するものでございます。

変更概要につきましては記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。

次のページをお願いいたします。配管系統図と位置図でございます。赤い線は、マンホールポンプ及び管渠の変更箇所の路線を示している部分でございます。

次のページをお願いいたします。同様の図面となります。

次のページをお願いいたします。マンホールポンプ及びグラインダーポンプの配置地図です。

次のページも同様でございます。

以上で、議案第 34 号から 38 号の説明を終わります。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第 34 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 34 号の質疑を終結します。

次に、議案第 35 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 35 号の質疑を終結します。
次に、議案第 36 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 36 号の質疑を終結します。
次に、議案第 37 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 37 号の質疑を終結します。
次に、議案第 38 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第 38 号の質疑を終結します。
次に、ただいま上程の議案第 34 号から議案第 38 号までについて、討論を省略し、採決
したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田 悦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。
日程第 39 議案第 34 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 34 号については、原案の
とおり可決されました。

次に、日程第 40 議案第 35 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 35 号については、原案の
とおり可決されました。

次に、日程第 41 議案第 36 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 36 号については、原案の
とおり可決されました。

次に、日程第 42 議案第 37 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 37 号については、原案の
とおり可決されました。

次に、日程第 43 議案第 38 号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 38 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 44 議案第 39 号 名坂線林道開設工事請負契約の変更の変更についてを議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 若菜 伸一君 登壇〕

○企画財政課長（若菜 伸一君） 議案第 39 号 名坂線林道開設工事請負契約の変更の変更についてをご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、平成 26 年 6 月 11 日締結したこの契約につきまして、内容の一部に変更が生じたことに伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成 26 年第 4 回奥多摩町議会定例会におきまして、議案第 108 号として原案のとおり可決をいただきました名坂線林道開設工事請負契約の変更の変更につきましては、変更前の金額が 7,821 万 9,865 円、変更後の金額が 7,716 万 1,279 円となります。現在、仮契約を締結しておりますので、本日、議決をいただきますと本契約となります。

以上で、議案第 39 号の説明を終わりますが、変更工事の概要につきましては、所管の課長より説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（前田 悦男君） 地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博君 登壇〕

○地域整備課長（須崎 政博君） 議案第 39 号の工事変更概要につきまして、ご説明させていただきます。

工事件名につきましては、名坂線林道開設工事（第 2 回設計変更）でございます。

工事の場所につきましては、奥多摩町大丹波地内でございます。

場所につきましては、大丹波スポーツ広場上部にある都道 202 号線沿いでございます。

次に、工期でございますが、工期につきましては、現場条件が悪く、冬期は日照時間がほとんどないため、若干の降雪でも積雪となった影響を受けたため、工期を平成 27 年 3 月 10 日から平成 27 年 3 月 20 日に延伸するものでございます。

変更の理由をご説明させていただきます。

変更の理由につきましては、第1回変更後より、構造物の施工が完了し、構造物面積や土工数量が確定いたしましたので、設計との差異が生じた箇所の変更をいたします。

また、当初設計では、現場条件に不適合な工種、設計時では岩を想定していましたが、掘削後、土質であったため適正工種に変更をいたしております。また、吹付工上部が急峻であり、第1回変更時の台風の影響により、崩落した箇所を吹付完了後も危険な状況なことから土留鋼板を増工いたしました。

変更概要につきましては記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。案内図となります。

次のページをお願いいたします。平面図でございます。図面の赤書き部分が今回の変更箇所となり、黄色の部分が前設計となっております。構造物については、施工が完了しております。

次のページをお願いいたします。横断図でございますが、(1/3)・(2/3)・(3/3)と、3ページほどございますが、これにつきましても、赤書き部分が確定値となります。黄色い部分は前設計でございます。

次のページをお願いいたします。道路展開図(2/3)となります。失礼しました横断図です。吹付法枠工上部の黄色に塗っている箇所が前設定より減変更となっている区域となります。土留鋼板設置工を赤書きで追記しております。また、赤数字が確定数量となります。

次のページをお願いいたします。道路展開図となります。前ページに同様に、赤書きの数値が確定数量となります。黄色く塗ってある部分が減変更の箇所となります。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

ご審議をいただき、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(前田 悦男君) 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の議案第39号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第39号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第39号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田 悦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第44 議案第39号について、原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数であります。よって、議案第 39 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 45 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 宮田 昭治君 登壇〕

○住民課長（宮田 昭治君） 人権擁護委員の推薦のご説明をいたしますが、資料につきましては、お手元に本日配付しておりまして、後ろのホチキスどめの 3 枚ありますので、よろしく願いいたします。

では、ご説明のほうに入らせていただきます。

人権擁護委員、澤井美津枝氏は、平成 27 年 6 月 30 日をもって任期満了となるため、次の者を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、町議会に意見をお伺いするものでございます。

氏名は、澤井美津枝。

住所は、奥多摩町小丹波 507 番地 1。

生年月日は、昭和 22 年 9 月 9 日、67 歳でございます。

澤井美津枝氏の学歴、職歴、公職歴などにつきましては、お手元の略歴書のとおりでございます。

平成 24 年 7 月 1 日から、人権擁護委員を務められております。また、この委員として、適任でございますので引き続き推薦いたしたく意見を求めるものでございます。

なお、任期は 3 年で、町には現在 2 名の委員が法務大臣から委嘱されております。ご理解を賜りますようお願いするものでございます。

以上で、提案の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（前田 悦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより、ただいま上程の人権擁護委員候補者の推薦について、質疑及び意見を求めます。質疑、意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田 悦男君） 質疑及び意見なしと認めます。

次に、ただいま上程の人権擁護委員候補者の推薦について、採決します。

日程第 45 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の候補者、澤井美津枝君を適任と

することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（前田 悦男君） 起立多数と認めます。よって、原案の候補者、澤井美津枝君を
適任とすること決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議 2 日目は、明日 3 月 11 日、午前 10 時より開議しますので、ご承知おきく
ださい。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 4 時 32 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員